

第5章 年 表

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
明治22年 (1889)		10月 ・名古屋市誕生 →本市衛生行政は市制施行当初から学務衛生課で処理されていた (→明治35年衛生課→明治39年衛生課)	3月 ・薬品営業並薬品取扱規則制定 →死因別死亡者統計調査開始 10月 ・市制施行 ・名古屋区を名古屋市と改称 (人口 157,496人 面積 13.33km ²)
明治23年 (1890)		3月 ・(東市区)愛知県裁判所を引きつぎ市立法院とする	1月 ・湯室頭等郡規則を公布 2月 ・水道条例公布 3月 ・市役所開庁式挙行 7月 ・汽車検定心得制定 10月 ・伝染病予防心得書発布
明治24年 (1891)			・濃尾地震 (死者 7,469人 全半壊 148,610戸 全半焼 4,860戸) 6月 ・海外諸港より来る船舶に対し検定の件公布 8月 ・地方衛生会規則 9月 ・文部省に学校衛生事務嘱託をおく(学校衛生事務の初め)
明治25年 (1892)			11月 ・大日本私立衛生会が伝染病研究所(主任北里柴三郎)を創立
明治26年 (1893)			6月 ・名古屋城、名古屋難宮となる 8月 ・暴風雨 由内川決壊が可決 死傷者30人余、倒壊流失約1,000人 11月 ・衛生局衛生課と改称
明治27年 (1894)			2月 ・伝染病予防上必要ノ諸費ニ関スル件公布(原則として市町村負担) 4月 ・警視庁令「精神病者ノ届出ニ関スル件」 7月 ・愛知医学校内に産婆・看護婦養成所設置 8月 ・小中学校に体育・衛生に關し訓令
明治28年 (1895)		9月 ・名古屋市衛生課設置	4月 ・内務省に臨時検疫所設置(12月閉鎖) ・府内県に臨時検疫所設置
明治29年 (1896)			3月 ・獣医予防法公布(傳染病ノ狂犬病を指す) ・痘苗製造所官制(東京大学で痘苗製造所を設置) ・血清製法官制 4月 ・医師職務試験委員官制 ・薬剤師試験委員官制 9月 ・水害 (由内川決壊 溺死者約1,000人)
明治30年 (1897)			1月 ・文部省学校衛生法に關し訓令 3月 ・学生生徒身体検査規定を公布(年一回の定期検査) ・阿片法 4月 ・伝染病予防法公布(コレラ、赤痢、腸チフス、天然痘、発しんチフス、猩紅熱、ジフテリア、ペストの8種)これにより衛生組合法制化 6月 ・検査委員設置規則 7月 ・汽車検査規則、船舶検査規則制定
明治31年 (1898)			1月 ・公立学校に学校医を置くことを定める 2月 ・学校医職務規定制定 9月 ・学校及び機關に伝染病予防及び消毒法を制定 10月 ・府県警察部に衛生課を置くことになる
明治32年 (1899)			2月 ・海軍検疫法公布 3月 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法公布 ・伝染病研究所官制(内務省所官となる) ・海軍検疫所官制 7月 ・産婆規則 11月 ・家畜傳染病の件を達 ・ペスト媒介のおそれのある古綿古着等の輸入禁止を達 ・船舶傳染病の件を達 12月 ・臨時ペスト予防事務局官制
明治33年 (1900)			2月 ・「飲食物其ノ他ノ物品に關スル件」制 (食品衛生に關する最初の法律) 3月 ・未成年者喫煙禁止法 ・汚物掃除法を公布 ・下水道法公布 ・精神病者監護法の公布(7月施行→明治35年) ・学生生徒身体検査規定制定 ・臨時海軍検疫所官制 4月 ・牛乳營業取締規則 ・有毒生着色料取締規則 ・文部省に学校衛生課を置く(明治36年廃止大正3年再設) 6月 ・清涼飲料水營業取締規則

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
		10月 ・名古屋市汚物掃除規則施行(塵芥は毎月5回・汚物は毎月1回)	7月・氷雪営業取締規則 9月・死亡診断書死体検案書・死胎検案の令公布 10月・娯楽娯楽取締規則制定(公娯の取締規則) 12月・飲食物器具取締規則
明治34年 (1901)		7月 ・(東市民)愛知県から引き継ぎ、名古屋市保健衛生局を診療院として開設	
明治35年 (1902)		4月 ・掃除課を創設(明治33年の汚物掃除法の施行に伴い、汚物掃除に関する事項が増加したため)	3月・検疫所を地方官の府管とする
明治36年 (1903)			3月・警察官に臨時警察職員を置く(ベスト予防事務) 4月・養犬取締規則公布 9月・飲食物が腐敗取締規則
明治37年 (1904)			2月・肺病予防法に関する件公布(内務省令1号)公衆の集合する場所ごまの設置を命ずる
明治38年 (1905)		4月 ・(東市民)名古屋市立病院と改称 ・痘苗製造所、血清製剤を伝染病研究所に移管	3月・伝染病予防法一部改正(ベスト流行に対処するためネズミ駆除を市町村の義務とする)
明治39年 (1906)		・掃除課を衛生課と改称(衛生行政の一元化を図るため)学務衛生課の分掌事項中の衛生に関する事項と汚物掃除事務を分掌	4月・屠畜法公布 5月・医師法、歯科医師法公布(10月施行) 6月・府県に屠畜検査員を置く 11月・医師会規則制定 12月・陸軍伝染病予防規則制定
明治40年 (1907)			3月・「肺病予防に関する件」を公布(一昭和6年) 10月・本市徴章 〇 と制定 11月・名古屋港開港
明治41年 (1908)			4月・東、西、南、中の4区設置 6月・陸軍省臨時病院内閣調査会設置
明治42年 (1909)			4月・種痘法公布
明治43年 (1910)		10月 ・市役所移転(西區安永町四丁目)	
明治44年 (1911)			8月・按摩師営業取締規則、鍼師、灸師営業取締規則を制定
大正元年 (1912)			1月・国際河川条約締結(大正9年1月公布実施) 4月・防疫職員官制公布 5月・毒物毒物営業取締規則 ・メチルアルコール取締規則 9月・暴風雨 (死者行方不明 64人 全 半 壊 1,224戸)
大正2年 (1913)			2月・日本結核予防会設立 5月・屠畜検査心得を公布 12月・ベスト菌検査法指針を定める ・日本結核予防協会設立 ・愛知県結核予防会結成
大正3年 (1914)		3月 ・八事墓地使用開始 4月 ・八事墓地内葬場使用開始 12月 ・日赤愛知支部八事部救護所を置く	2月・恩賜北五済生会事業を行政官に委託の件を公布 3月・肺病予防法設置及国庫補助に關スル法律を公布 ・売薬法を公布(売薬規則を廃止) 10月・伝染病研究所内務省より文部省に移管
大正4年 (1915)		6月 ・八事火葬場完工、使用開始	6月・染料、医薬品製造法公布 ・看護婦規則制定 7月・東京、大阪、神戸、三市に市立結核療養所の設置を命令
大正5年 (1916)		10月 ・ねずみ買い上げ開始(ベスト対策) 市内ベスト患者3名	4月・伝染病予防研究所を東京大学に附置する 6月・文部省官制改正学校衛生官を置く ・保健衛生調査会官制を公布(一昭和14年) 11月・文部省に学校衛生会を設置 ・大日本医師会創立総会開催
大正6年 (1917)			4月・京都、横浜、名古屋に結核療養所設置を命ずる 6月・精神病者の全国調査を実施(保健衛生調査会による) 8月・内務省地方局に救護課設置→大正9年社会局
大正7年 (1918)		2月 ・(東市民)名古屋市立成育病院と改称	6月・大阪府に救護課(府県における社会事業主管課の初め) ・救済事業調査会官制公布

年	社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
大正8年 (1919)	4月	・救護課を創設			3月・結核予防法公布(一昭和18年) ・全国主要都市に療養所設立 ・精神療養法公布(一昭和15年) ・トラホーム予防法公布 8月・学校伝染病予防規定を制定 (「学校伝染病予防及消毒方法」廃止) 9月・医師会令公布 10月・文部省児童生徒及び学生の近隣長所等に関する注意事項令 12月・衛生局に調査課新設
大正9年 (1920)	4月	・救護課を社会課と改称	4月	・トラホーム診療所(平野町、羽城町、藍染町、西薬師、下奥、旗塚町)開設	5月・市・区役所で臨時職業紹介事務所開設 8月・内務省に社会局設置 9月・国立栄養研究所設置 10月・名古屋市中央職業紹介所完工 ・第1回巨勢調査(本市人口429,997人)
大正10年 (1921)	3月	・名古屋で初めての「名古屋市保育園」が開園	6月	・トラホーム診療所(西二葉町、伝馬町)開設 ・無母屋診療所を創設、診療所(矢場町)	1月・内務省衛生局府予生感冒の予防事項を府府県に訓令 ・社会事業調査会官制公布 3月・新巻町に保育園開園 6月・文部省に学校衛生課新設 7月・内務省衛生局に予防課新設 11月・府府県衛生職員制制定
大正11年 (1922)			4月	・結核療養施設八事療養所開設 当時の組織 衛生課<庶務系・防疫系・衛生系>	2月・人口動態調査令公布 4月・家畜伝染病予防法公布(狂犬病予防法の拡大規定) ・伝染病予防法一部改正(ノリチフス、流行性脳脊髓膜炎を加える) ・健児発見法公布(大正15年7月一部改正昭和12年1月全施行) 5月・学校衛生調査会官制制定 9月・簡易保健所設置規則制定 11月・愛知県水平社設立
大正12年 (1923)			12月	・八熊、沢上無母屋診療所開設 ・トラホーム診療所(新社以東)開設	3月・医師法の改正により日本医師会の設置を規定 7月・愛知県方面委員設置規程公布 ・愛知県方面委員制度誕生(全国で17番目) 8月・8月21日方面委員36名に辞令公布 9月・関東大震災 市会緊急協議会を開き関東大震災救済費 25万円の追加予算、その他を議決 名古屋を通過する関東大震災罹災者の救護活動に愛知県 方面委員大活躍 ・済生会が門前衛門事業を始める(保健所の始まり) 11月・法定日本医師会設立(大日本医師会併合)
大正13年 (1924)	1月	・困窮者に対し、入浴券、診療券、薬券、理髪券、牛乳券などを公布開始	5月	・衛生試験所開設	4月・熱田職業紹介所開設 6月・地方学校衛生委員制を公布(各府県に1名の学校衛生技師をおく) 8月・海に使用せられる児童及び年少者の海に使用し得る児童の最低年齢を定める条約締結 10月・文部省に体育研究所設置 11月・日置労働紹介所開設 12月・労働者募集取締令公布 ・税関官制により検疫所を大蔵省(税関)に移管
大正14年 (1925)			4月	・保健部創設 ・保健部の組織 { 水道課 下水道課 衛生課 }	1月・方面事業助成会相次いで設置 ・方面委員制度創設による非常線内立入許可の通牒である 4月・薬師前法公布 8月・日置に共同宿舎及び公衆食堂開設 10月・第2回巨勢調査(本市人口 768,558人)
大正15年 (1926)	3月	・愛知県社会事業協会設立	4月	・御田トラホーム診療所開設	3月・郵便年金法公布 ・歯科医師会令公布 ・薬師師会令公布 4月・救済院(東山寮前身)開設 ・労働者保護法公布 5月・方面委員規程公布 6月・工場労働者最低年齢法施行規則公布 ・地方官制の改正により内務大臣の指定した府府県に衛生部を置きうることとなる 7月・「方面委員職務心得立方面委員取扱事項概目」明示される

年	社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
					10月・本市の人口80万人突破 ・健康増進審議会公布 11月・日本歯科医師会設立 ・日本薬剤師会設立 12月・政府、地方の小児保健所設置を勧奨 ・「小児保健指導員」通達内務省 ・全国児童保健事業会議開催（小児保健所の設置を勧奨）
昭和12年 (1927)	1月	・熱田共同宿舎開設			1月・健康増進法全面施行（給付増額） ・食肉輸入取締規則制定 2月・坂文種報徳会、東区東外堀町に婦人ホーム設立 3月・不良住宅地区改良法公布 ・公益質屋法公布 4月・花柳病予防法公布 ・東山療養所開設 7月・人口食糧問題調査会設置 8月・千種職業紹介所開設 ・熱田労働紹介所開設
昭和13年 (1928)	1月	・名古屋市社会課、社会部に昇格 ・北甲斐保育園開園	1月	・保健部の組織 防疫課（昭和11年） 清瀬課 衛生係	1月・狂犬病予防に関する事務が農林省から内務省に移管（協議決定） 2月・千種・日置公益質屋事業開始 5月・文部省「学文衛生課」を体育課に改める（体育運動行政の一元化） 6月・雇員扶助令公布 ・ムシ歯予防法開始（日本連合歯科医会主催（昭和14年歯の衛生週間）） 9月・施設無料増設（昭和13年）開設 10月・御大典記念事業として各方面に無料宿舎、保育園、子供預かり実施 ・救済法制定の実現（他全国社会事業大会開催） 11月・押切公益質屋開設 ・熱田公益質屋開設
昭和14年 (1929)	4月	・東区百人町に受診婦開設 ・社会政策審議会設置 ・名古屋愛児園開設（養護施設）	4月	・トラホーム診療所（百人町、真砂、白金町）開設	4月・救済法公布 8月・健康増進審議会を地方庁へ移管（警察部に健康増進課をおく） 9月・世界経済恐慌日本におよぶ 12月・社会政策審議会廃止
昭和15年 (1930)	2月	・名古屋市方面委員連盟結成			1月・金融解禁、経済恐慌深刻化 4月・名古屋市の失業者11,000人に達す 5月・失業対策として6大都市社会事業協議会開催 ・麻薬取締規則公布 7月・社会事業懇談会開催、社会事業専門を設置 8月・県方面委員会、多子、貧困、劣等児を調査 10月・救済法実現（他全国大会開催） ・第3回国勢調査（1月（本市人口9,071,404人）） 11月・長島愛生園設立（初めての国立らひ療養所） 12月・有害遊具具取締規則公布
昭和16年 (1931)	4月	・名古屋愛児園開設（養護施設）			4月・入営者職業昇進法公布 ・国家労働員法公布 ・重要産業統制法公布 ・労働者災害扶助責任保険法公布 ・癩予防法公布（絶対隔離主義採用（昭和12年）） ・寄生虫予防法公布 5月・大曽根労働紹介所開設 7月・押切職業紹介所開設 ・市内の救済法担当者2,270人 ・家計調査施行規則公布 8月・県下初の「方面委員事務所」築地へ開設 11月・市役所庁舎新築工事に着手 ・健康増進審議会診療方針決定 12月・簡易水道施設完成規則制定
昭和17年 (1932)					1月・軍事救済法施行 ・労働者災害扶助法施行 ・救済法施行 2月・学文職業規則及学文審議会職務規定制定 ・ラジオ料付金による結核予防施設設置通知する 3月・全日本方面委員連盟結成

年	社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他	
	7月	・救護法による救護団体の	6月	・名古屋市中心小児保健所設置 ・東区カサ所中部北部(方面助成会) ・千種区カサ所元古井町(私立) ・トラホーム診療所(豆腐町)開設	7月	・済生会名古屋診療所開設
昭和18年 (1933)	1月 2月	・大曽根宿直所開設 ・築地宿直所開設(4月)	1月 2月	・名古屋市中区衛生調査会設置 ・西区別古井町小児保健所設置(私立)	9月	・文部省学校給食に關し訓令
			6月	・西区平野町小児保健所設置(私立)	3月	・米穀統制法公布
			8月	・財団法人赤十字会でもぎぬ病婦救護施設「赤十字」中區に設立	4月	・児童虐待防止法公布
			9月	・衛生係の衛生課となる	5月	・中部日本児童愛護機構発足
				・トラホーム診療所(八幡、白鳥)開設		・少年救護法公布
昭和19年 (1934)	4月	・社会部改組、社会課と改称 ・方面委員増員(名古屋市中70名) ・築地保南園開園(夜間重傷児所も併設)	1月 3月	・「名古屋特別健康地区設定計画」策定 ・衛生診療所(中区新栄町(旧市庁舎))に移転	1月	・名古屋少年審判所設置
			5月	・市立家畜病院開設 ・下奥トラホーム診療所開設	3月	・傷病救護法を傷病救護法と改正
			7月	・名古屋市内救急業務団体の(県警察部)	4月	・愛知県の新事業「軍人家族世帯部」設置、県下で、250人4月
					6月	・財団法人昭徳会設立
					10月	・名古屋の人口100万人突破 ・健康婦科診療所を全国2カ所に設置
昭和20年 (1935)	4月	・財武保南園開園	5月	・八事新火葬場完工(30基) ・民間団体による小児保健所各地区に開設 ・トラホーム診療所(広路、旗屋町、呼称町)開設	1月	・名古屋新聞社「社会事業」を設立 ・東京市特別衛生地区保健所開設(京橋区明石町) ・埼玉県所沢農村保健館(米国ロックフェラー財団の寄附による設置)
					7月	・社会保健調査会設置
					10月	・第1回国勢調査(本市人口1,082,816人)
昭和21年 (1936)			4月	・防疫課の課長職と名称変更	2月	・内務省「戦時病20年経緯計画」決定
			8月	・(岐阜)名古屋市民病院(現市立大学病院)の分院として開設(南木曽25床、診療科6科) ・白川健康地区協会発足 ・特別健康地区規定(告示473)―昭和19年9月30日解廃(昭和11年～昭和14年まで9地区指定) ・トラホーム診療所(都通、杉村、金作町)開設	4月	・貧困救助と防疫の連絡会が、市町村連に結成される
					8月	・愛知県方面委員「結核患者の救済運動」を全国方面委員に呼びかける
					10月	・第1回結核予防国民運動振興週間開く
					11月	・方面委員令公布
昭和22年 (1937)	2月 3月	・藤の宮保育園開園 ・正色保育園(下の一色町合併により)移管			1月	・方面委員令施行 ・財団法人青大北協会設立、養老院開設 ・学校身体検査規定を制定
					3月	・母子保護法公布 ・軍事扶助法公布 ・下之一色町、庄内町、萩野村合併
	5月	・中央社会館開設			4月	・保健所法公布 ・済生会愛知県支部開設 ・結核予防法改正(医師の届出、道府県での療養所設置、感染患者入所等) ・保健所法による国庫補助の件制定
	9月	・松崎町保育園開園	8月	・内務省本部に対して保健所を年次計画により5カ所設置せよとい、旨を指示 ・笠島トラホーム診療所開設	6月	・国立結核療養所官制公布
					8月	・船員法公布 ・診療エックス線装置取組規則公布
					10月	・10区制実施(千種、東、西、中村、中、昭和、熱田、中川、港、南)
昭和23年 (1938)					1月	・厚生省官制(勅令9号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局、予防局等廃止) ・厚生省設置(内務省社会局昇格) ・埼玉県特別衛生地区保健館開設(所沢) 2月
						・愛知県・軍人遺家族生活、授産の支援団体の

年	社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	4月	・東社会館を市に移管			3月・公衆衛生官制公布 4月・職業紹介法公布 ・社会事業法公布 ・国民健康保険法(旧法)公布 12月・国民体力管理調査官制(一昭統14年)
昭統14年 (1939)	4月	・社会部ご軍事健康課新設			3月・司法保健事業法公布 4月・船員保険法公布 ・職員健康保険法公布 ・厚生省に結核検疫所を全国的に主要都市に小児結核予防所を設置 7月・国民体力審議会官制公布(保健衛生調査会国民体力管理調査会廃止) 8月・人口問題研究所官制公布 ・結核予防生活指導要綱決定 9月・司法保健委員会設置 10月・全国児童保護大会開催 ・価格統制令施行 11月・貝武愛護所事業開始
昭統15年 (1940)	2月	・東、西、熱田各区方面事業協力会が有施設を市に移付	1月・市設置特別診療所梅森光風園開設 2月・花柳病中川診療所開設(西古渡町)		2月・国立結核研究所、軍部保健院へ移管(予防局から) 3月・地代家賃統制令公布 ・賃金統制令公布 ・全国ご隣組制度実施 4月・国民体力法公布 5月・国民優生法公布 ・紀元2,600年記念全国児童愛護運動実施 ・公衆衛生予防庁舎完成 6月・草薙寮開設 ・大都市の保健所小児結核予防所併設 10月・第5回国勢調査(本市人口1,328,084人) 12月・大政翼賛会愛知県支部設立 ・公衆衛生院栄養研究所を合併し厚生科学研究所を設置
	4月	・厚生局ご保健館簡括 (庶務課、医務課、体力課、清瀬課)設置 厚生局 保健部 ＜庶務課・医務課・体力課・清瀬課＞ 社会部 ＜保健課・福利課・児童課＞ ・熱田有隣館(昭和10年10月設立)を市に移管し、熱田社会館と改称 ・内田橋有隣館(昭和13年4月設立)を市に移管し、南社会館と改称	4月・厚生局ご保健館簡括 (庶務課、医務課、体力課、清瀬課)設置 厚生局 保健部 ＜庶務課・医務課・体力課・清瀬課＞ 社会部 ＜保健課・福利課・児童課＞ ・六郷、木村、西志賀、栄生、呼続、築地の診療所を開設、統一して笹島診療所併設 6月・児童健康指導所(大曾根、江戸川、野立、御器所) ・ふん尿の農村調査始める 11月・市立診療所開設		
昭統16年 (1941)					1月・戦時体制方面委員選任 ・人口政策確立要綱(閣議決定) ・町内会社会係、方面委員の協力機関となる 2月・体力局「まず歩こう運動」提唱 3月・医師保健法公布 ・労働者年金保険法公布 4月・妊産婦届出制 7月・保健婦規則制定(一昭統10年) 8月・報徳寮・豊本寮開設 ・厚生省社会局、体力局を人口局と改称 11月・日本保健婦協会設立 12月・真珠湾攻撃、対米英宣戦布告 ・医療関係者徴用令公布
	9月	・市民生活相談所開設	5月・西裏保健所開設、千種区、東区を担当 7月・(城北)北区保健所(現在の城見通3丁目)に産婦人科、小児科、病棟30床として開設		
昭統17年 (1942)	1月	・今池保育園はじめ15保育園開園			2月・国民医療法公布 ・国民体力法改正(乳幼児に対しても体力検査) ・戦時災害保護法公布 3月・水上児童寮開設 4月・国民学校卒業児童ごBCGを接種 ・結核検疫所を日本医科に移管 6月・国民保健指導方策要綱決定(保健所を中心とする保健指導の徹底) 7月・妊産婦手帳規程公布 8月・結核予防対策要綱(閣議決定) ・地方官官制改正 ・地方衛生関係事務を警察部から内政部に移管
	3月	・新富町保育園開園			
	4月	・保健部社会部廃止 ・作業部開設			
	6月	・伝馬町保育園はじめ2保育園開園			
	7月	・東山、八熊、児玉、東杉、日比津保育園開園			
	8月	・堀田、青也、大手保育園開園			

年	社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他	
	9月 10月 11月	・直来保育園開園 ・押引愛護園開設 ・厚生局を健康局と改称(庶務課、補導課、体力課、軍事訓練課、保健課)	9月 11月	・(成西)病末救済センター ・保健看護習所を牧野保健所に併設(一昭和23年4月6日)その後受業場所を西原保健看護室に変更	12月	・生涯学習施設像のため社会事業課係職員 ・翼賛会厚生部整備充協賛会開催(方面委員8万人)
昭和18年 (1943)	3月 4月 5月 6月 7月 11月	・築地愛護施設止 ・港社会館開設 ・結核療養所開設(10区役所内) ・西社会館開設 ・長良、模、西社会館・荒見保育園開園 ・上飯田保育園開園 ・大井保育園開園	3月 4月	・八事療養所、梅森光風園、日本愛護院に移管 ・内田保育園開所(熱田区南区を担当) ・従来の里山が地蔵稲垣所を保健所出張所とし兼務開始(西原保健所・赤松・市川・板橋、牧野保健所・岡崎・広正・正色、内田保育園・向田・築地の8出張所) ・市立女子高等医学専門学校を開設し市民病院を併属病院とする ・(成西)名古屋市立成西病院と改称	3月 8月 11月 12月	・厚生省人口局 厚生部保健課増員 ・健民修養所一斉閉所 ・厚生省改組 人口局・健康局等 ・衛生物資確保対策要綱(閣議決定)
昭和19年 (1944)	1月 4月 5月 6月	・国民学校で学友保育園を付設、戦時保育を開始 ・国民学校内に新たに38ヵ所学友保育園を設置 ・北、栄、瑞穂区に結核療養所開設 ・(～9月)幼稚園4ヵ所併置保育園を設置	7月 9月 10月	・衛生試験所一衛生研究所と改称(中村区日比谷町に移築) ・衛生研究所附属栄養士養成所開設 ・千種保健所開所 ・西原保健所名称変更→東保健所 ・西保健所開所 ・牧野保健所移築と名称変更(保健看護習所も移築) →中井保健所 ・中保健所開所 ・熱田保健所開所 ・中川保健所開所 ・内田保健所名称変更→南保健所	2月 3月 5月 10月 12月	・13区制実施(北、栄、瑞穂区を増区) ・熱田公益質屋閉鎖 ・各種保健所施設の総合整備に関する件通牒「保健所整備要領」これに基づき昭和10年簡易保健連検稲垣所、公立健康相談所等を保健所に統合 ・「保健所重部部所」関係件」通牒 ・東部大地震 死者 約1,000人 全半壊 73,080戸 津波による流出 3,059戸 ・B29による市内爆撃本格化
昭和20年 (1945)	3月 4月 5月 7月 10月 11月	・戦時保育園33園休園 ・中央社会館教育部より児童館教育部と出張所保育園はじめ17保育園休園 ・西、熱田、南社会館休館 ・名古屋空襲により消失 ・東山保育園はじめ10保育園休園 ・直来、新富町、則武保育園及び水上児童寮再開 ・中央勤労児童教育部及び東社会館教育部再開	5月 9月 12月	・栄保健所、北保健所事務所移築(前より災、その他5保健所の保健所支所より災) ・(成西)戦火により焼失、2ヵ月後に西区志摩町丁目、墓記念会館において診療 ・(緑町区)旧愛知県警備隊国民健康保険組合診療所として開設(外来) ・昭和保健所開設	1月 4月 5月 8月 9月 10月 11月 12月	・三河地震 死者 約1,961人 全半壊 17,245戸 ・栄養士規則制定 ・医療関係措置要綱(閣議決定) ・国民医療法に基づき保健規則制定(一昭和22年) ・広島、長崎に原子爆弾投下 ・終戦(8月15日) ・GHQ公衆衛生対策に関する覚書発表 ・医療関係者徴用令等即時法令廃止 ・栄区廃止、中区と併合 ・花柳病予防法特別制定(患者に届出義務課す) ・生活保護所開設 ・GHQ農地改革指令 ・生活保護者緊急生活必需品配給要綱閣議決定 ・陸軍病院等を厚生省に移管
昭和21年 (1946)	2月	・藤の宮保育園及び西社会館教育部再開	1月 3月	・北保健所開所 ・次の保健所支所の業務を停止(千種、東、西、中村、栄、中、昭和、熱田、中川)また保健所出張所も廃止 ・行政区域保健所制 ・衛生組合解散 ・名古屋都市部計画発足	1月 2月	・公職追放令 ・公債廃止 ・有毒飲食物等規制令公布 ・厚生省健康局、保健部廃止

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	4月 ・中村寮開設 ・婦人参政権を含む総選挙施行 ・婦人議員39名選出さる ・名古屋市保健婦科局設置 ・名古屋市保母養成所開設		5月 ・GHQ覚書日本帝国政府の保健及び厚生行政機関改組に関する件指令 6月 ・公衆衛生院官制公布(厚生省研究所官制廃止) ・市民勤労作業場を市授産場と改称 7月 ・日本郵政を伝染病予防法の適用される伝染病に指定
	6月 ・東山保衛隊再開		
	7月 ・天中山授産婦科開設 ・貝島授産場廃止	7月 ・瑞穂、港保健所を開設 ・国民栄養調査実施 ・花柳診療所(六郷)設置	
	8月 ・民生委員制度制定		9月 ・生活保護法公布(旧法)
	9月 ・民生委員誕生 ・中村寮廃止		10月 ・民生委員令公布 ・主要地方官良児養育施設整備指示
	10月 ・名古屋市民生委員連盟結成 ・草薙寮及び若松寮開設 ・東山寮を瑞穂寮と改称 ・名古屋市生活保護条例公布 ・名古屋寮開業	10月 ・国民栄養調査実施	11月 ・自作農創設措置法施行 ・地方官官制改正 ・内務大臣の指定した府県直轄衛生部をおくこと ・厚生省に公衆衛生、医療、予防の3局設置 ・看護婦設置、GHQ看護隊長ミス・オルソン氏 ・日本国憲法公布(施行昭和22年5月3日)
	11月 ・民生委員定数告示(名古屋市分1,631名) ・植田寮開設 ・東山寮開設		12月 ・柔道整復師営業規制条例制定
昭和22年 (1947)	1月 ・西郷授産婦科開設 ・正色保衛隊再開 2月 ・上野寮開設 3月 ・日置授産婦科開設 ・西社会寮廃止 4月 ・天中山保衛隊再開 ・蘇峰寮開設	1月 ・中花柳診療所再開	2月 ・医療制度審議会発足 3月 ・伝染病品出規制制定 ・GHQ結核療養所並びにこれに関する覚書発令 4月 ・新学制施行(6、6、3、4制) ・私的独占禁止法公布 ・地方自治法公布 ・公選による初代市長就任 ・日本医師会解散 ・警察署の衛生警察事務をすべて衛生行政部門に移す ・GHQ保健所拡大をめぐりこれに関する覚書発令
	6月 ・福和寮を社会寮と改称	4月 ・結核療養所を国に移管 ・検疫所官制により検疫所厚生省所管となる	5月 ・日本国憲法施行 ・飲食物営業規制条例制定 ・予防衛生研究所官制公布 ・食品衛生監視員設置、食品衛生行政が警察行政より分離
	9月 ・名古屋市共同募金委員会設立	5月 ・名古屋市都市計画課開設	7月 ・保健婦助産婦看護婦令交付(一昭和23年)
	10月 ・北郷授産場及び日置保衛隊開設	6月 ・局内ごみ処理場開設 ・保健委員制度成立 ・市立女子医科大学発足	9月 ・保健所法全面改正(法律101号)(昭和23年1月1日施行)
	11月 ・戦災遺児会名古屋市分会を名古屋市遺児会と改称	9月 ・各区役所に衛生班40個別部署設置	10月 ・災害救助法公布 ・職業安定法公布 ・医師会、歯科医師会及び日本医師会解散等に関する法律 ・第1回国勢調査(本市人口853,085人)
昭和23年 (1948)	1月 ・児童福祉法施行により民生委員が児童委員を兼務 2月 ・名古屋市遺児会を名古屋市公共福祉事業団と改称 4月 ・名古屋市保母養成所を市立保育専門学院と改称	4月 ・市立女子医学専門学校附属病院を市立女子医学大学附属病院とする ・防疫所(知田支隊(中川区八井町))	12月 ・失業保険法公布 ・児童福祉法公布 ・民法大改正 ・あんま、はり、きゅう、柔道整復等営業規制法公布 ・食品衛生法、栄養法公布 ・理容師法公布 ・内務省廃止 (12月31日)
	6月 ・東、中、港、南区等により民生協力委員設置		1月 ・地方自治法施行 2月 ・各官立医学専門学校を医科大学に昇格 4月 ・国民健康保険法(旧法)改正 ・保健所を設置すべき市として30市を指定 ・地方衛生研究所設置要綱の通達 5月 ・墓地埋葬法等に関する法律 6月 ・5大都市民生委員令名結成 ・予防接種法公布

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	7月 ・名古屋市災害救助隊発足 8月 ・船見寮開設 10月 ・天白寮開設 ・名古屋市児童福祉事業団設立 11月 ・厚生局を保健福祉局と改称 12月 ・児童福祉施設最低基準決定	7月 ・保健所法の改正に伴い、区役所管内の保健衛生事務を保健所に移管、保健所条例(条例8号)公布 ・中保健所が愛知県モデル保健所となる ・保健委員規則改正(区長→市長) 9月 ・環境衛生監視員17名配置(次官通牒) ・(城北)焼失場所に木造瓦葺2階建(整形外科専用)で診療所開始 11月 ・公衆衛生課の保健課を置く	7月 ・地方自治法公布 ・優生保護法公布 ・少年法公布 ・矯正法公布 ・民生委員法公布、施行 ・民生委員令廃止 ・麻薬取締法公布(一昭和28年) ・へい、警察官に関する法律公布 ・興業法公布 ・公衆衛生法公布 ・性病予防法公布 ・薬事法公布 ・医師法、歯科医師法公布 ・保健婦、助産婦、看護婦法公布 ・歯科衛生士法公布 ・医療法公布 ・厚生省予防局に保健所設置 9月 ・環境衛生監視員設置要綱決定 12月 ・特別扶養費支給法公布
昭和24年 (1949)	3月 ・第1回保母試験実施 ・市立対象診療場廃止 4月 ・半額入浴券支給制度実施(入浴設備のない世帯) ・北区清水学区で子ども会の育成が始まる ・東、北区共同作業所開設	6月 ・保健婦寮開設 10月 ・(緑市民)鳴鶴国民健康保険診療所(民病院として、病床数20床)で開設 12月 ・港東町南斎場竣工(旧地名、港区千代田二ノ割)	4月 ・保健所整備計画 5月 ・緊急失業対策法公布、施行 ・厚生省設置法公布 ・草薙寮廃止 ・社会福祉制度審議会設置 ・保健所法改正 6月 ・簡易公共事業廃止、新失業対策事業発足 ・死体保管保存法公布 ・厚生省予防局廃止に伴い、保健所課公衆衛生局に 9月 ・ストレプトマイシン(国産制菌薬)の発売 11月 ・GK(厚生行政)原則示す ・母子福祉対策要綱決定 12月 ・身体障害者福祉法公布
昭和25年 (1950)	3月 ・名古屋寮廃止 ・中央、東、港社会館廃止 ・共同作業所廃止 4月 ・民生名古屋館開 ・名古屋寮、南母子寮、児童館及び水上児童寮開設 ・婦人館開設 5月 ・高蔵菜園開設 8月 ・各区厚生課廃止、社会福祉事務所を設置 ・社会福祉士資格認定講習会開催 ・中井受診場廃止	4月 ・性病予防法等の一部改正に伴い、環境食品衛生監視員 5月 ・そこんモデル地区活動 8月 ・保健所にて医療課を新設する 保健福祉局 <庶務課・社会課> 保健部 <医療課・公衆衛生課・防疫課> ・母親救済部 ・乳幼児健康相談部 ・母子健康相談部	1月 ・公的保護事務制度要綱実施 4月 ・性病予防法等の一部改正 ・衆参両院議員で結核予防対策閣議の決議 5月 ・生活保護法(新法)公布、施行 ・社会福祉士事務所に関する法律施行 ・更生緊急保護法公布、施行 ・保護司法公布 ・クリーニング業法公布 ・精神衛生法公布、施行 ・結核予防法命令入河制奨励 6月 ・口産衛生普及運動実施要綱 ・母と子の乳歯のコンクール実施要綱 「衛生事務に関する権限の委任について」 (厚生事務次官通知) 7月 ・地方税法公布、施行 ・栄養改善法公布 8月 ・狂犬病予防法公布 9月 ・長欠児童養育本格化、児童委員による個別調査実施

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	10月 ・若松療養院 11月 ・上野療養院	11月 ・保健部通達発行 ・北、中、港、南保健所に併設生体研究所となる ・トラホーム診療所と県立診療所併設	10月 ・第1回国勢調査(本市人口1,030,635人) ・民生宝くじ発売 ・(民生安定資金貸付根拠確保のため)天神山公益質屋開設 ・社会保健制度審議会、政府に社会保健制度に関する勧告を行う ・政府保健対策本部設置 11月 ・上野療養院 ・保健所の衛生教育事務規程について(通知) 12月 ・地方公務員法公布 ・愛知県社会福祉協議会発足 ・毒物及び劇物取締法公布
昭和26年 (1951)	2月 ・名古屋保育園開園(天神山保育園廃止) 3月 ・身体障害者市営交通料金券付制実施開始 ・名古屋療養院 7月 ・名古屋市社会福祉協議会設立決定 ・南保育園開園 10月 ・名古屋市福祉地区及び保健所事務所設置条例施行 12月 ・名古屋市保健衛生施設条例公布施行	1月 ・第1回衛生教育講習会 5月 ・清泉養護所「保健所寮」 ・清泉養護所衛生教育モデル保健所として指定される 7月 ・コキブリ駆除薬で死亡事故(北区) 8月 ・(守山市民)旧守山市立守山市民病院として建築着手 9月 ・自動三輪車局、南、中村に設置 ・瑞穂保健所事業開始 11月 ・公衆衛生・パネル巡回展	3月 ・社会福祉事業法公布 ・結核予防法全面改正(医療費の公費負担等規定) 4月 ・あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法公布 5月 ・社会福祉士法登記令公布 ・児童憲章制定 ・日本、世界保健機構に正式加盟 6月 ・東山保育園廃止・移転開園 ・若狭公益質屋開設 ・検疫法公布 ・診療エックス線技術法公布 ・厚生省通牒「国民健康保険制度の指導等監査について」「国民健康保険の保健施設の拡充並びにこれに関する件」 8月 ・西裏公益質屋開設 9月 ・としりの日制定 ・保健所デー(9月15日) 10月 ・社会保健制度審議会、社会保健制度推進に関する勧告
昭和27年 (1952)	2月 ・民生委員による1人1世帯更生運動始まる 4月 ・草薙寮、名古屋療養院 7月 ・東山保育園開園 10月 ・寿寮(現在の養護老人ホーム)開設	3月 ・(緑市民)診療所東、病棟(木造平屋建)増築、病棟裏に10床診療科となる 4月 ・F運動(市民の手形F運動) ・保健所の職労表会 5月 ・中川保健所庁舎新築完成 6月 ・第1回母と子のよい書のコンクール 7月 ・千種保健所南寮 ・中村保健所南寮 8月 ・第1回医療社会事業講習会 11月 ・中村保健所で移動保健所開始 ・結核の公費負担実施 ・8保健所の生体診療所となる	2月 ・国立精神衛生研究所発足 4月 ・戦傷病者戦死者遺族等救済法公布 ・児童遊園地へ補助金制度実施 ・衆参両院による「結核予防対策強化」の決議 5月 ・生活保護法公布(旧法廃止) 6月 ・ダイアナ台風 〔死者 床上浸水等 約7,000戸〕 ・ロくう衛生普及運動実施要綱 ・母と子のよい書のコンクール実施要綱 「衛生事務に関する権限の委任について」 厚生事務次官通知 7月 ・破産手続停止法公布 ・栄養改善法公布 8月 ・狂犬病予防法公布 10月 ・政府保健対策本部設置 12月 ・母子福祉資金の貸付に関する法律公布
昭和28年 (1953)	4月 ・各区母子相談員設置 ・市立保育短期大学開校 7月 ・機費改組により保健衛生局廃止 衛生局(医療課・衛生課・防疫課、民生部(社会課、福祉課)に分離 8月 ・中保育園開園	3月 ・環境衛生保健地区制度発足 ・優生対策相談所を各保健所に設置 4月 ・中保健所(旧地名中区大池-49)庁舎移築増築 5月 ・市保健委員会 6月 ・三菱電機製立派分娩台 ・模範診療所也第1号(港区大手1～3丁目) 7月 ・模範健康地区設置要綱	3月 ・社会保険法及び社会保険の補綴、改善及び増大のための国際会議開催(於ウィーン) ・麻薬取締法公布 7月 ・中央児童福祉審議会、混血児対策を厚生大臣に答申 ・青少年問題協議会設置法公布 8月 ・日雇労働者健康保険法公布 ・社会福祉事業振興会法公布 ・と畜場法公布 ・らゐ予防法公布(旧法廃止) ・保健所運営協議会設置 ・保健所法2次改正①(保健所設置基準と人口・人口等その他の事情とする②運営協議会保健所長の設置機関一保健所設置地方公共団体の長の諮問機関③国庫補助を受ける要件として承認制度創設等)

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
		9月 ・栄養士養成所を名古屋市立栄養専門学校と改称 11月 ・墓地の死体埋葬を禁止する規則 12月 ・保健所運営協議会条例制定(これまでの規則)	9月 ・台風13号、南部地区に災害救助法適用(床上浸水8,431世帯) 10月 ・保健所法施行規則公布(省令第5号) 11月 ・第1回国民健康調査 12月 ・水災病患者発生 ・第1回肺炎実態調査
昭和29年 (1954)	3月 ・児童福祉法による育成医療制度が始まる 4月 ・保育専門学校廃止 6月 ・民生部へ失業対策機関設置 8月 ・市児童館を保育短期大学附属児童館と改称 12月 ・北保南園圃園(北保南園圃園から独立) ・報徳母子寮開設	2月 ・中川保健所、保健所整備計画によりB級となり3課9係 ・東保保健所、保健所整備計画によりB級となり3課9係 4月 ・准看護婦学校設置 6月 ・蚊とハエをなくする運動(随時) 7月 ・北保保健所火災 8月 ・第1回肺炎対策協議会開催(8月3日発足) 10月 ・(守山市民)診療開始 11月 ・オール保健所研究発表会(第1回名古屋市公衆衛生研究発表会) ・動物検疫所除幕式(高砂) ・大井留伊設置 12月 ・騒音防止実施 ・名古屋市栄養改善法施行細則制定	4月 ・あへん法公布 ・清濁法公布(一昭和45年) ・保健所法3次改正(清濁法附則第9項によるもの) 6月 ・名古屋テレビ塔完工 ・法定伝染病に日本脳炎追加 7月 ・市町村職員共済組合法公布 12月 ・精神衛生実態調査(130万) ・日本脳炎、法定伝染病届出規則
昭和30年 (1955)	1月 ・千種母子寮開設 4月 ・ひまわり荘(虚脱児施設)開設 ・猪苗代南園(猪苗代合併により)移管 8月 ・民生部を民生局へ昇格 9月 ・味純如意保南園(楠木町合併により)移管 ・南陽一、南陽二、南陽三保南園(南陽町合併により)移管 11月 ・戦没者慰労の就職対策し、市長身元保証を開始	2月 ・ハエのさなぎ取り運動(はえの子退治) 3月 ・(緑江市民)病棟、給食施設(木造平屋建)を増築し、病棟70床となる ・准看護婦学校竣工 4月 ・昭和保健所を告知郡天白村が編入され所管となりB級昇格 ・西原保健所B級保健所に昇格 ・天白病院設置 ・(守山市民)瀬古診療所を本院の附属診療所とする(昭和43年閉鎖) ・熱田保健所市場分室設置 6月 ・毒が大発生全市をあらす 9月 ・「蚊とハエをなくする運動」要綱 11月 ・ヘリコプターで毒ガの幼虫退治 12月 ・(守山市民)伝染病隔離病舎建設(昭和47年閉鎖)	3月 ・熱田公益質屋開設 4月 ・猪苗村、天白村を合併 ・厚生省ポリオワクチン発表 6月 ・「蚊とハエのさなぎ生活」実態調査協議会決定 8月 ・結核予防法一部改正(結核菌完全国民に拡大) ・歯科技工士法公布 10月 ・横井、山田村、南陽町、富田町を合併 ・世帯厚生資金貸付金制度発足 ・国際家族計画会議東京で開催 ・海惑全日本に参入 ・第1回国勢調査(本市人口1,336,780人)
昭和31年 (1956)	5月 ・新地地区季節保育所を開設 10月 ・名古屋市労働対策審査会条例公布(11月1日施行) 11月 ・児童福祉協議会設置 ・民生局社会課を管理課と改称 ・民生局児童課設置 ・地方自治法の改正により愛知県から児童福祉をはじめ16項目の事務移譲 ・児童相談所開設	2月 ・城東病院建築完工 3月 ・瑞穂保健所B級保健所に昇格 ・衛生局へ管理課を増設し4課となる 5月 ・千種保健所市舎増築(木造F)B級へ昇格 11月 ・中川保健所B級保健所となる ・行政事務移譲に伴い、医療課及び福祉課の係を改正 ・地方自治法の改正による愛知県から建築、衛生、児童施設などの16項目の事務移譲その結果全保健所B級となる ・名古屋市食品衛生法施行細則制定	5月 ・売春防止法公布 6月 ・地方自治法の一部改正により5大都市の特例が与えられる 10月 ・厚生省第1回「厚生白書」を発表 ・日本脳炎法改正伝染病へ指定
昭和32年 (1957)	4月 ・民生局管理課を経営課と改称 5月 ・名古屋市保育所条例制定 6月 ・港保南園圃園 8月 ・天白寮(救急看護)開設 9月 ・みどり学園(中継看護児通園施設)開設 11月 ・生活困難世帯水道料金減免制度実施 12月 ・身体障害者更生相談所開設	2月 ・市保健委員規則制定 3月 ・(成西)西陣療養施設、病棟数169に増床 4月 ・市保健委員会運営規程、区保健委員会運営規定制定 ・保健所の業務調整協議会と予防保健種を無料とする 5月 ・新設幼稚園全市に猛威、小・中学校235校で集団欠席、推定患者453人 6月 ・(東市民)近代的総合病院を目指し、現在地で250床を有する伝染病院を移築改築、名称を名古屋市立東市民病院と改称 7月 ・市生涯空中散歩開始 8月 ・衛生局管理課を経営課と改称 9月 ・八事公園拡張工事完成 ・家族計画特別普及事業開始	3月 ・原子爆弾被害者の医療等に関する法律公布 4月 ・瑞穂公益質屋開設 ・公衆衛生学資金貸与法公布 5月 ・結核予防法改正(健康診断・予防接種無料) 6月 ・美容師法公布 ・環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律公布 ・水道法公布

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
昭和33年 (1958)	5月・平池、正色第二保育園開園 ・未熟児に対する養育医療計画開始 10月・母子福祉資金償還協力員各区に設置 ・青少年問題協議会発足 ・玉野川学園(幼稚園)開設	3月・名古屋市公衆衛生協議会発足 4月・一般住民の健康の方法変る対象者全員に面接 措置を実施 5月・北保健所別館管理棟完工 ・中川保健所改築 6月・東保健所別館管理棟完工 ・中井保健所本館管理棟 8月・東山指導所(結核アフターケア施設)開設 9月・未熟児管理指導事業開始	4月・学友保健法公布 ・衛生検査師法公布 ・下水道法公布 ・予防接種法から痘苗接種削除 6月・第2回結核実態調査 7月・「保健所における医療社会事業の事務分掌」を出す 8月・学友保健法と公衆衛生指導法親との関係について通達 9月・愛知県敬老金贈呈開始 ・未熟児管理開始 12月・国民健康保険法公布(昭和34年1月施行)
昭和34年 (1959)	4月・各区社会福祉事務所児童系設置 6月・神井保育園開園 9月・伊勢湾台風、災害救助法全市に適用 死者、行方不明 1,851人 住家の被害 11万8,000世帯 り災害総数 約53万人 ・全市おぼろげに3か月にわたり災害救助活動を実施 ・あみだの学園(精神療育施設)開設 12月・伊勢湾台風災害救助費精算事務所設置 (昭和35年7月廃止)	1月・(城) 肺炎菌561菌検出 3月・伊賀衛生保健所廃止 6月・性病予防所及び性病相談所設置 ・ポリオ予防接種初めて実施	3月・未熟児者に関する特別措置法公布 ・性病予防法廃止 4月・ロサンゼルス市と姉妹都市提携 ・国民年金法公布 ・草薙病廃止、豊国母子寮として開設 6月・ポリオ法定伝染病となる 7月・厚生省、戦後最高の赤痢発生に対し強健菌接種を含む対策を全国に指示 11月・国民年金法施行(無期出年金制度実施) ・第1回日本老人学会開催
昭和35年 (1960)	4月・民生局年金保険課設置 6月・緊急小口資金貸付制度実施 ・家庭率社員制度実施 ・浜田児童遊園開設 7月・民生局年金保険課、保険年金部(管理課、業務課)に昇格 12月・被保護世帯等歳末見舞金支給制度実施	1月・名古屋市制大規模制条例実施 (1月1日) 4月・機構改革 医療課が保健課と衛生課が公衆衛生課と名称を変えたほか医療社会事業系がなくなり衛生公害系が新設される等かなりの変動があった 衛生局 <総務課(4係) 保健課(5係) 公衆衛生課(5係) 防疫課(5係)> 5月・千種・北・西・中・瑞穂、港保健所新基対策整備地区として指定 ・赤痢集団発生多発(例年の3倍) ・1日結核診断票を新設診断票に全市統一代替 6月・ポリオ患者を東市民病室に隔離収容開始 8月・ポリオ緊急対策要綱作成 9月・型別人口別運営になり、昭和保健所U3型、千種保健所U2型、中川保健所U3型、北保健所U3型、西保健所U3型、中保健所U4型、南保健所U3型に格付 10月・食品衛生検査所設置開始 11月・「鉄の肺」を東市民病室に設置 ・乳幼児身体発育調査開始	3月・精神療育者福祉法公布 ・塵埃法公布 4月・医療制度調査会設置発足 5月・瑞穂保健所赤痢予防事業整備調査により結核予防会総裁より感謝状を受ける 6月・医療金融公庫法公布 7月・身体障害者雇用促進法公布 8月・保健所を型別に分類 ・「保健所の運営の改善について」(厚生事務次官通知)及び9-2「保健所の運営について」(公衆衛生局長通知)により型別人口別運営となる 9月・災害対策委員会設置 10月・第1回国勢調査(本市人口1,591,935人) ・ポリオ全府域に大流行 ・小児マヒ予防接種における緊急措置について(公衆衛生局長) ・北極道夕張市にポリオ流行(5月～11月)
昭和36年 (1961)	1月・名古屋市国民健康保険事業発足 2月・名古屋市国民健康保険条例公布 4月・各区に保険年金課設置 ・医療費貸付金制度、世帯更生資金制度に包含 ・名古屋市国民健康保険条例施行 ・国民皆保険発足	3月・防疫所、東市民病室に新築、業務開始 4月・プールの事務について名古屋市に委任 ・瑞穂保健所、保健所基盤改訂によりU3型となる ・ポリオ予防接種法定となる	3月・予防接種法一部改正(ポリオ予防接種重自加) 4月・国民年金法全面施行(拠出年金制度実施)

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	6月 ・民生局失業対策課、失業対策部となる ・土古保育園開園 ・瑞穂第2期工事完工 ・36・3梅雨前線豪雨、災害救助法5区に適用 $\left\{ \begin{array}{l} \text{床上浸水 2,752世帯} \\ \text{床下浸水 53,387世帯} \end{array} \right.$ ・社会福祉施設職員退職手当共済法公布 ・国民健康保険給付改善(世帯主の結核発症疾病及び精神障害者対象付)	5月 ・市プール指導要綱 6月 ・市立大学、衛生局から総務局に移管 ・「全市一斉キャブリ駆除月間」を初めて設ける ・新生児訪問指導事業開始 7月 ・(城西)本町第2期東区築 8月 ・(守山市民)病棟第1期、第2期工事完成、病床数200床を増床 10月 ・児童福祉法改正により、3歳児健康診査、新生児訪問制度実施 11月 ・3歳児健康診査開始 ・老人健生相談、北・南保健所開始 ・肺がん対策全市的的重点実施 ・北保健所で成人病基盤調査実施 ・母子管理票作成 ・新生児訪問指導事業開始	5月 ・結核予防法一部改正(患者管理制度、命令入河前制度前)の 6月 ・児童福祉法改正 ・九州県にポリオ流行 ・ポリオ生ワクチン緊急輸入35万人に経口投与 ・酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律交付 6-7月 ・ポリオ大流行生ワクチン緊急輸入 7月 ・ポリオ生ワクチン投与 8月 ・3歳児健康診査制度制定 ・結核予防法一部改正、管理制度及び命令入河 ・公費負担制度の制定(昭和26年法律第100号) ・成人病基盤調査実施 ・サリドマイド事件発生 ・「保健所における保健指導業務の運営方針」出す 11月 ・児童扶養手当法公布・年金福祉事業法公布 ・通算年金通則法公布・災害対策基本法公布
昭和17年 (1962)	1月 ・佐島病院開設と同時に、名古屋寮及び篤蔵病院廃止 4月 ・市社会福祉協議会心身障害者(児)家庭奉仕員派遣事業開始 ・産科保育代母職員制度実施 ・内山、白金保育園開園 8月 ・宝泉保育園開園 10月 ・瑞穂寮を厚生院と改称 11月 ・国民年金促進員制度実施 12月 ・国民健康保険給付改善(助産費2,000円) ・民間施設職員6月修費支給開始	4月 ・乳幼児健康相談を5か月児保健指導として全保健所統一 ・赤痢予防(赤痢)対策地区に熱田区船方学区指定 ・妊婦健診指導開始 ・老人健生相談日を成人健生相談日と改称 全保健所で実施 ・乳幼児健康相談を「5か月児保健指導」に一斉に切り替え ・昭和区総合庁舎現在地へ新築(区役所、保健所、清浄事務所、水道事務所) 5月 ・妊娠中毒症又は疑いのある妊婦婦への保健婦の訪問開始 6月 ・中村保健所2型保健所へ格付 8月 ・台湾で発生したコレラの関係で、本所に入荷したバナナの廃棄廃棄措置 10月 ・妊婦健診指導事業開始 ・(東市民)一般病棟の開設に着手し、外来診療棟の一部と病床数100床を増床 ・インフルエンザ特別対策(小、中、幼、保に予防接種)	2月 ・国立がんセンター発足 ・コレラ(侵入)に備え港関係者の予防接種開始 ・衛生局衛生公署係を公署対策係と改称 3月 ・コレラ防疫対策実施要綱決定 6月 ・はし、煙の排出の規制に関する法律公布 ・東大附属病院「老人科」新設 ・ポリオワクチン乳幼児・児童1,700万人に経口投与 ・睡眠薬イソミン出荷停止 ・はし、煙規制法公布 9月 ・医療法一部改正(公的資格を有する病院の開設規制を行う)
昭和18年 (1963)	2月 ・守山保育園はじめ6保育園(守山市合併により)移管 3月 ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法公布 4月 ・保育修学資金貸与開始 ・国民健康保険成人病健診開始 5月 ・港西保育園開園 ・ひよし学園(幼稚園特別児童通園施設)開設 6月 ・身体障害者相談員設置(16名)	2月 ・(守山市民)・本市と合併、名古屋市立守山病院と改称 ・国民健康保険志段味診療所を守山市民病院附属志段味診療室と改称(昭和18年閉鎖) ・守山保健所設置(本所)及び守山市役所分庁舎、分室と春日井保健所守山支所 4月 ・南保健所緑支所2型となる ・守山保健所5型へ格付変更 ・(緑市民)本市と合併、名古屋市立緑市民病院と改称 ・療育相談事業全保健所で実施(従来、中・港保健所のみ) ・定期予防接種無料化 5月 ・(東市民)一般病棟250床を有する病院として開院 6月 ・南保健所診療 7月 ・成人病無料健診開始(各保健所)	2月 ・守山市・名古屋市合併、守山区誕生 4月 ・鳴鶴町・名古屋市合併、緑区誕生、南保健所緑支所として保健所業務開始 ・熱田区旗屋小学校で集団麻疹発生 7月 ・老人福祉法公布 ・成人病無料健診開始(各保健所) ・保健所法改正(老人福祉法併合第1項によるもの) ・精神衛生実態調査(全国併合124万人) 8月 ・戦没者特別救済法公布 9月 ・老人(65歳以上)の健康診査開始 ・ジフテリア、百日ぜきの混合ワクチン完成(9年春からの使用決定)

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	10月 ・第1回身体障害者体育大会開催 11月 ・名古屋市社会福祉協議会、社会福祉法人となる	10月 ・静岡のコレラ統計で備え関係者3,000人に臨時予防接種開始 11月 ・第1回名古屋市環境衛生大会開催 12月 ・熱田保健所庁舎新築のため中央卸売市場内仮庁舎で業務開始 ・療育相談事業開始 ・トラホーム診療所が「東市市民病院附属眼科診療所」となる	10月 ・健身会館開設 ・国民健康保険給付改善(世帯主の全疾病(青森県)) ・公衆浴場の水質等に関する基準通知
昭和19年 (1964)	3月 ・社会福祉協議会設置 4月 ・民生局保健課老人福祉科設置 ・家庭福祉員制度発足 ・上野保育園開園 ・大高保育園(大高町合併により)移管	2月 ・妊娠中毒患者の療養に医療費支給開始 4月 ・衛生局公営対候課を新設 ・飼育指導所設置 ・食品化学科を新設 ・定期予防接種を無料実施 ・病院事業が市地方公営企業法の適用を受けたことに伴い、衛生局総務課に病院科を設置 ・老人健康診断開始 ・妊娠中毒症治療医療費支給開始 ・市東部の丘陵地帯に毒ガが発生全保健所応援のもとに毒除去活動開始 ・ポリオ生ワクチン一斉接種開始 5月 ・薬物散布車(ロートミスト)登場 6月 ・中学校でミルク給食開始 7月 ・衛生班活動ブロック体制開始 ・食中毒警備施行 9月 ・「乳児医療法」全地域が指定 12月 ・南栄徳町福祉所を廃止し、緑保健所設置 ・(東市役)総合病院名称変更	2月 ・救急病院等を定める省令施行 4月 ・予防接種法改正 小児マヒワクチン一斉接種開始 5月 ・地方衛生研究所設置要綱の改正 6月 ・新緑地帯(本市東部)開発 7月 ・母子福祉法公布 ・特別児童扶養手当法公布 ・厚生省環境衛生局に「公害課」 ・社会局に「老人福祉課」新設 ・「保健所」において執行される事業等に伴う事務整理の合理化に関する特別設置法公布 ・重症精神科現児扶養手当法(現特別児童扶養手当法)公布 8月 ・献血推進について(閣議決定) 12月 ・東郊線廃止し、寿楽田開設 ・国民の健康、体力増進対策として(閣議決定)愛知県がんセンター開設
昭和19年 (1965)	2月 ・名古屋老人クラブ連絡協議会発足 4月 ・市社会福祉協議会・老人家庭福祉員派遣事業開始 ・乳児保育実施(内山、星ヶ丘、千種台及び富田第一保育園) ・若葉寮棟増設これに伴い乳児院廃止 長時間保育制度開始 5月 ・老人福祉会館(現都府福祉会館)開設 8月 ・船見寮、更生施設から簡易宿泊所へ切替え 10月 ・白金坂不白由居施設(復興寮)・精神科特別児童養育施設開設 11月 ・被災難病児の母子に無料乳幼児室実施 12月 ・身体障害者施設入所者に対し歳末見舞金支給開始	1月 ・北保健所22区格付 2月 ・熱田保健所庁舎完成業務開始 4月 ・公衆衛生医学資金制度発足 6月 ・食肉衛生検査所開設 8月 ・愛知県公営防止条例に基づき騒音の基準を告示 ・母子保健法公布 9月 ・性病予防大会始まる 11月 ・妊娠婦乳児(被爆難病世帯など)に無料乳幼児室実施 ・フェニールケトン尿症検査開始(5か月児検診と併せて) ・小児心身、発達自閉研究調査事業開始 12月 ・市衛生研究所改築完工(瑞穂区北山町)	1月 ・体力づくり国民会議発足 6月 ・戦没者等の遺族に対する特別児童扶養手当法公布 ・精神衛生法一部改正(通院医療費負担、精神衛生相談員制度成立) ・理学療法士及び作業療法士法公布 ・保健所法5次改正(精神衛生法の一部を改正する法律)創設の項によるもの 10月 ・第10回国勢調査(本市人口1,935,430人) 11月 ・国立小児病院開設(東京) ・同和対策協議会答申
昭和19年 (1966)	1月 ・高齢者無料職業紹介事業開始 4月 ・民間保育所及び保育園奨励金補助制度実施 ・被災児童世帯児童等進学奨励給付品制度実施 ・六郷・山田保育園開園 ・清風荘(軽費老人ホーム)開設 ・福祉奨学金制度実施(身体障害者) 5月 ・東丘保育園開園 ・ちよだ学園(精神科特別児童養育施設)開設	3月 ・北保健所南築工事完工 4月 ・保健所に精神衛生相談員を配置(千種、北、中村、南)同時に精神科保健所を配置 12月 ・市衛生研究所完工(瑞穂区北山町へ移築) ・市立栄養専門学校築(瑞穂区北山町)	2月 ・「保健所における精神衛生業務運営要綱」を出す 5月 ・「防災対策の推進について」通知 6月 ・留守家庭児童会(4ヶ所)開設 ・国民の祝日法改正(敬老の日、体育の日) 7月 ・戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法公布 9月 ・市役所西庁舎完工 11月 ・「衛生教育業務指針」を出す 12月 ・建国記念日政令公布 ・抗結核薬エタンプトール使用認可 ・厚生省保健所問題研究会設置
昭和19年 (1967)	1月 ・若松園開設	2月 ・若水寮完工	1月 ・買収制度を廃止し余積金制度を採用

年	社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他	
	4月	・民生局福祉課設置 ・被褥世帯児児童福祉品(小・中学校入・進学)制度実施 ・施設児児童指導員研修開始 ・島田第一、小幡保育園開園	3月	・港保健所完工	4月	・永住許可を受けた大韓民国国民及び外国人世帯に属する日本人、国民健康保険の被保険者となる
	6月	・内麻福祉業務を各区分で開始	4月	・衛生局総務課に衛生教育係新設 ・BOH(保健衛生福祉課)に代替 ・愛知県公害防止条例に基づき、いし、煙、振動の基準を告知 ・東市市民保健所内に市立高等看護学院附設 ・港保健所南庁舎で業務開始(現在地) ・日本脳炎特別対策(1歳以上、毎年予防接種)	6月	・下水道整備緊急措置法公布
	7月	・保険年金部、保険年金課となる	5月	・瑞穂保健所庁舎新設のため旧市大病院の仮庁舎で業務開始	7月	・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法公布
	8月	・白金青年専門児童相談所開設	7月	・衛生局機構改革 - 保健課、公害衛生課、防犯課を保健予防課・環境衛生課に統合	8月	・引揚者等に対する特別給付金支給法公布 ・公害対策基本法公布 ・環境衛生金制度創設公布
	10月	・どんぐり広場第1号完成	8月	・市高速道路(地下鉄)構内排気対策(名駅)から本山		
	12月	・身体障害者家族福祉士員派遣開始 ・重症心身障害者(児)介護見舞金支給開始	9月	・八事霊園に本町の納骨堂完工		
			11月	・胃の集団感染初めて発生		
			12月	・精神衛生相談員を西、昭和、瑞穂、中川保健所に配置。同時に精神科診療科を設置 ・(城西)東病棟、診療棟、管理棟を増築し、病床数250床を増床 ・名古屋市中区南子母協議会設置		
昭和43年 (1968)	1月	・国民健康保険給付改定(世帯員7割給付、助産費2,500円、葬祭費2,000円)	4月	・中央市市場衛生検査所発足 ・化学物質市民調査の開始 ・衛生局に公害対策部新設(公害対策課昇格) ・瑞穂保健所南庁舎で業務開始 ・(緑市)名古屋市中区南子母病院(緑市市民病院附属白天診療所となる(病床200床廃止))	4月	・厚生省「保健所再編案」の基本的な考え方発表(基幹保健所構想) ・国立病院特別会計法の一部を改正する法律成立(国立療養所の整理、一般会計から特別会計へ) ・妊娠継続と分娩経費支給開始
	4月	・愛護手帳交付開始 ・心身障害者扶養共済制度実施 ・在宅重症心身障害者特別養育施設開始 ・福祉奨励金対象拡大(被褥世帯・施設児児童) ・一般災害見舞品支給制度実施 ・五条保育園をはじめ4か園開園 ・五条保育園開園	6月	・犬の遊歩手帳開始	5月	・イタイイタイ病公害疾患と認定
	5月	・大池・鳴子保育園開園	7月	・日本脳炎警報発令基準決まる	6月	・医師法改正(インターン制度廃止) ・区政協力委員会制度発足 ・大気汚染防止法騒音規制法公布 「先天性代謝異常児の医療給付について」(事務次官通知)
	6月	・身体障害者世帯の市営住宅優先入居開始 ・希望生(精神科専門若者福祉施設)開設 ・各条福祉会館開設 ・東山指導所で肢体不自由者更生施設併設	8月	・初の日本脳炎警報発令		
	8月	・飛騨川レバー転落事故(連絡本部設置、救急隊派遣) ・子ども会活動事故見舞金支給開始	9月	・市内河川に水質基準適用		
	11月	・宿所建設施設「熱田荘」開設	10月	・百日咳・ジフテリア・破傷風の三混ワクチン採用		
			11月	・香巻セゾワクチンの予防接種		
			12月	・先天性代謝異常児医療給付事業開始 ・精神衛生相談員を東、中、熱田、港、守山、緑保健所に配置。同時に精神科診療科を設置 ・3か月児保健指導開始(5か月児を移行)		
昭和44年 (1969)	4月	・重症心身障害者(児)介護手当制度実施 ・老人向公営住宅あつせん開始 ・被褥世帯児童学童課購入資金支給制度実施 ・笠寺福祉会館開設 ・猪子石第一、二つ橋、上の池保育園開園	2月	・(緑市)市議会築2より病床数168床となる	3月	・「名古屋市長来訪計画・基本計画」策定 ・子ども専門保健所(兵部町) ・厚生省保健所の将来像発表 ・腸・パラチフス、定期予防接種から除外
	6月	・居宅をたきり老人福祉支給開始 ・厚生院(特別養護老人ホーム)増築完工	3月	・市血液対策協議会発足	4月	・国立病院特別会計法の一部を改正する法律成立(国立療養所の整理、一般会計から特別会計へ)
	7月	・同所改築事業特別措置法公布 ・名城保育園開園	4月	・町美「除草剤」反対 ・妊娠継続と分娩経費支給開始 ・大気汚染監視センター(市役所西庁舎)完工 ・子宮がん検診開始(実施月10月のみ)	5月	・フェニールケトン尿尿の検査体制確立
	8月	・児童手当・交通費見当制度実施 ・託児室の助成開始 ・被褥世帯交通費共済加入補助制度実施	5月	・犬の去勢手術に補助金支給	6月	・胎前中産後特別対策実施要綱出る
	9月	・若狭精神専門児童相談所開設	7月	・進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施 ・付添看護料補助金支給制度実施 ・がん予防対策要綱出る		
	10月	・寡婦福祉資金貸与制度実施	8月	・局保健予防課が保健課と予防課に分割(1部課24系) ・おむたきり老人訪問看護開始 ・防疫センター発足 ・緑保健所改築のため仮庁舎へ移転		
	11月	・重症心身障害者に日常生活用具の給付開始	9月	・昭和保健所、移動保健所業務開始 ・飼育指導所分所完工		
			10月	・乳児・精密健康診断・妊婦健康診断・一般健康診断、医療機関委託 ・西保健所南棟増築(複合施設) ・フェニールケトン尿尿検査開始 ・妊婦健康診断及び乳児精密健康診断の実施(委託)		

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
			12月 ・公害健康被害調査法に関する特別措置法公布 ・厚生省、公害病対象地域に水戸市、四日市市、川崎市、大阪市なども指定
昭和45年 (1970)	4月 ・民生局保育館設置 ・西児童交誼会開設 ・矢田・富田第二保育園開園 ・老人いこいの会開設(中川区) ・愛知県児童手当制度実施 ・福祉奨学金制度統合(身体障害者、被保護世帯、施設収容児童) 5月 ・日雇労働者健康増進施設適用の取扱い廃止 ・熱田福祉会館開設 ・樽岡・本郷保育園開園 6月 ・島田第二保育園開園 7月 ・政府「公害対策本部」新設 ・45・7集中豪雨災害救助法4区に適用 死者3人、全半壊世帯 床上浸水 4,452世帯 9月 ・一般災害見舞金制度実施 ・天守山福祉会館開設 11月 ・北千種保育園開園 12月 ・老人性白内障手術費支給事業開始	2月 ・中央病院市場衛生検査所完工 3月 ・中村保健所現任地に新築 ・千種保健所新築(現任地)(総合庁舎) ・(守山市民)保健所防空壕部防止対策補助金を受け、診療部門、管理部門の改築工事、第1期、第2期完成 ・(城北)・現任地に新築移築し、病床数220床となる ・総合病院名称承認 4月 ・防疫センター事業重要要領(そ族こん生専科指導要領) ・衛生局総務課内係を廃止し病院管理課を設置 企画係、財務系の1課2係となる ・(城北)総合病院名称承認 ・千種保健所南前庁舎にて業務開始(複合施設) ・学童心臓病診察の実施 ・乳幼児身体発育調査の実施 6月 ・「自閉症対策実施計画(ついで)」に基づき、ブロック制で精神衛生相談員が対応 ・学童心臓病診察の実施 ・乳幼児身体発育調査の実施 10月 ・名古屋市救急医療(時間外等)対策協議会発足 ・市公害対策協議会発足 ・東郷保健所新築移築(複合施設)	4月 ・愛知県在宅重要障害者手当制度実施 ・柔道整復師法公布 5月 ・心身障害者対策基本法公布 ・衛生検査師法改正(臨床検査師の免許制度規定) 9月 ・厚生省キノホルム剤の規程中止 ・「保健栄養学級実施要綱」出す 10月 ・愛知県救急相談員制度発足(名古屋市分庁名) ・救急医療対策協議会設置 ・第11回国勢調査(本市人口2,006,053人) 11月 ・保健所問題懇談会開始 12月 ・水質汚濁防止法公布 ・「精神衛生特別都市対策」の推進(ついで) 厚生省局長通知 ・保健所法改正(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」附則条によるもの) ・母乳にて残留農薬発見 ・東京で光化学スモッグ発生
昭和46年 (1971)	4月 ・重篤心身障害者市営交通料金無料化実施 ・身体障害者自動車運送免許取得費補助制度実施 ・手話講習会開始 ・夜間保育園補助制度実施 ・保育修学資金対象拡大(就学生) ・中児童交誼会開設 ・十番、汐見が丘、梅森坂保育園開園 ・在宅重篤身体障害者訪問調査実施 ・児童福祉センター第一期工事完成 児童相談所新築(中央児童館開設、児童福祉会館) ・あつた学園(精神障害児通園施設)開設 6月 ・にじが丘、上飯田東保育園開園 8月 ・点字講習会開始 9月 ・台風23号・災害救助法2区に適用 全半壊 12世帯 床上浸水 2,543世帯 ・国民健康保険給付改定(財産費10,000円) 10月 ・民生局老人医療館設置 ・老人医療費助成制度実施(75歳以上) ・おたきり老人介護手当制度実施 ・前津福祉会館・児童館開設 ・若狭作業所(精神障害者授産施設)開設 11月 ・高岳福祉会館・児童館開設	3月 ・(守山市民)児童相談所(音施行)より減少した病床数1床分の病床を増設し、児童改築工事第3期完成 ・八事斎場改築(50基) 4月 ・肺がん検診開始 ・中保健所庁舎改築のためは春日美谷学校へ仮庁舎移転 ・衛生研究所組織改革(環境部、公害部から独立して公害研究所を併設) 8月 ・公害対策部の公害対策課(規格(衛生局課20係)・港、南保健所に公害保健係新設 10月 ・守山保健所の新築移築(複合施設) ・インフルエンザ予防接種無料化(15歳以下、65歳以上) 11月 ・セリタカワダチソウ調査 12月 ・「名古屋市救急医療(時間外等)対策要綱」決定 ・市ならびに区救急患者医療対策協議会発足 ・予防接種における問題の重視 ・35歳以上の肺がん検診開始	4月 ・児童手当法公布(昭和47年1月施行) ・中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法公布 6月 ・悪臭防止法公布 7月 ・リファンピシン結核予防法適用 ・環衛庁発足
昭和47年 (1972)	1月 ・失業対策事業紹介対象者就職支度金制度実施	2月 ・先天性心臓疾患児検診実施 3月 ・(東市民)臨床研修病院の指定を受ける	1月 ・医療基本法案(仮称)発表 3月 ・PCB汚染対策委員会発足

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	4月 ・老人医療費助成対象拡大(75歳以上→70歳以上) ・家庭科仕組派遣事業市へ移管 ・学区子ども会育成連絡協議会功成 ・国民健康保険制度額定(80,000円) ・被褥敷き替え児童野外教育参加支援金支給制度実施 ・猪子石第二新宮坂保育園開園 ・東山指導所を緑風荘と改称 ・天白寮を植田寮に統合 5月 ・児童福祉センター第二期工事完成(わかづき学園、昭和児童交通遊園開設) ・八事福祉会館開設 6月 ・上飯田福祉会館・児童館開設 ・御田保育園開園 ・緑風荘こけ体不自由者更生施設重要棟増設 8月 ・区社会福祉事務所へ福祉施設設置 ・氷室保育園開園 ・敬老金の贈呈開始(80歳以上) ・1日老人の日制定 ・老人社会福祉士活動開始 ・東志賀保育園(乳専)開園 10月 ・老人児童養育資金貸付制度実施 ・留守家庭児童育成会功成開設 ・老人福祉法改正(老人医療費無料化) 12月 ・民生局老人医療費を医療費品目と改称	4月 ・「小児がん治療研究事業」開始 ・市民の火葬料、無料化 ・日本脳炎予防接種無料化(15歳以下、65歳以上) ・日本脳炎減額以上こ年費引き上げ 7月 ・指宿から嘉郷町対策のためタツミノウ移転 8月 ・保健婦長特定疾患係、衛生研究所へ聴聞室学館附設 9月 ・「血友病児治療給付事業」開始 10月 ・保健婦問題懇談会基調報告 ・中保健所改築	6月 ・自然災害にかかわる市町村災害対策基金補助制度実施 ・労働安全衛生法公布 ・食品衛生法の一部改正(管理運営基準の設定等営業者責任の強化) 7月 ・勤労婦人福祉法公布 ・厚生省公衆衛生局に「特定疾患対策室」新設 ・保健婦問題懇談会基調報告 9月 ・「児童の慢性腎炎ネフローゼ及びびまん性糸球体腎炎研究事業について」(児童家庭局長通知) 10月 ・国連人間開発会議、ストックホルムで開催 ・難病総合対策第5次計画要綱発表(20疾患)
昭和18年 (1973)	1月 ・乳幼児医療費助成制度実施(0歳児) ・外国人に国民健康保険適用開始 ・わたりきり老人及び重度障害児に日常生活用具支給開始 4月 ・乳幼児医療費助成制度拡大(0,1歳児) ・遺児手当制度実施、各区に老人相談員設置 ・地域子ども会連盟功成開始 ・守山福祉会館・児童館開設 ・東栄保育園開園・北児童交通遊園開設 5月 ・本地第一保育園開園 ・児童福祉センター完工(くすのき学園開設) 6月 ・平塚町、片平保育園開園 7月 ・芝保育園開園 8月 ・民生局に児童部・厚生部設置 ・敬老券別乗車券の交付・公共施設敬老優待券交付 ・老人無料入浴事業開始 10月 ・障害者医療費助成制度実施 12月 ・名古屋市福祉銀行設置	1月 ・公共下水道内ネズミ駆除開始 ・中川保健所組織改革で公害対策係新設(聴聞係) 2月 ・名古屋市医師会との協力により第一次救急医療体制整備開始 ・中川区休日急病診療所開設(中川保健所の一部借用) ・名古屋市が初めて第二次救急医療体制整備開始 4月 ・特定疾患治療研究事業開始 ・潜在看護力活用講習会開始 5月 ・慢性疾患治療研究事業開始 6月 ・食品衛生法に基づく管理運営基準の施行 ・南区休日急病診療所開設 8月 ・食品衛生法新設 ・昭和保健所、北保健所、西保健所組織改革で公害対策係新設(聴聞係) ・乳児一般健康診査の医療機関委託開始 ・代謝異常児検査研究事業開始 9月 ・慢性疾患治療研究事業開始 10月 ・名古屋市福祉銀行設置	1月 ・老人医療費助成等の制度となる 3月 ・厚生省、保健所の将来像発表 4月 ・愛知県、市町村の乳幼児医療費助成制度に補助開始 ・特定疾患治療研究事業実施要綱 7月 ・民間社会福祉施設整備資金貸付制度実施 8月 ・心身障害者対策協議会発足 ・厚生省公衆衛生局改組保健所課廃止 9月 ・災害対策基金の支給及び災害被害救済金の貸付に関する法律公布 ・愛知県第1回老人スポーツ大会開催 10月 ・愛知県、市町村の心身障害者医療費助成制度に補助開始 ・有毒性物質を含有する家庭用品の規制に関する法律公布 ・動物の保護及び管理に関する法律公布 ・WHO家庭計画セミナー、東京で開催 ・公害健康被害補償法公布 12月 ・精神衛生法改定調査
昭和19年 (1974)	4月 ・守山児童交通遊園開設 ・国民健康保険給付改定(助産費20,000円、葬祭費10,000円) ・医療費助成制度(老人・乳幼児・障害者)対象者に対する看護料差額功成事業開始 ・みどり学園を児童福祉センター内に移転 ・病村代養父母制度開始 5月 ・天神山、こいの家開設	3月 ・北川区休日急病診療所開設 5月 ・名古屋市健康増進等確保対策協議会発足 ・中川区休日急病診療所開設(中川保健所の一部借用の廃止)	1月 ・名古屋市医師会計画研究別班設置(1月～4月) 3月 ・国立公害研究所附設「職業性疾患等健康被害実施要綱」出す 4月 ・重要心身障害者介護手当対象拡大

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	6月 ・身体障害者福祉法に基づく事業千種区内で開始 ・本地第二保育園開園 ・高齢者福祉電話番設置事業開始 ・心身障害児短期療育制度実施 7月 ・民生局市対策室設置 ・港福祉会館・児童館開設 ・瑞穂福祉会館・児童館開設 ・畑田保育園開園 ・老人福祉電話番貸与制度実施・個人災害救済制度実施 ・国民健康保険給付改善(高齢者医療費支給制度実施) ・集中豪雨・災害救助法区分ご適用(床上浸水約3,000世帯) 9月 ・特別児童扶養手当法改正により特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行(特別福祉手当新設)・敬老手帳の交付 ・天香山老人共同作業所開設 11月 ・中川児童館開設	 8月 ・名東保健所開設準備のため局付課長、局付係長1が発令され千種保健所内で事務開始 ・港区休日急病診療所開設 10月 ・「小児慢性特定疾患治療研究事業」開始 11月 ・名古屋市立中央高等看護学院(仮称)設立準備委員会設置 12月 ・名東保健所仮庁舎完成 ・遺伝子検査指導事業開始 ・羊水による染色体検査実施 ・水銀による母子行動調査実施	6月 ・職業訓練法改正実施 ・結核予防法一部改正 ・世界人口会議、ブダペストで開催 ・大腸四期癌検診徹底、社会問題化 ・公害健康被害法施行 ・塩ビモノマー発がん性問題になる 8月 ・厚生省NF2全面使用禁止を決定
昭和50年 (1975)	 4月 ・九番、宮根、野瀬保育園開園 ・「共同作業事業助成要綱」を制定し、小規模作業所への助成を開始 5月 ・身体障害者福祉法に基づく事業千種区内で開始 ・緑寿荘(軽費老人ホーム)開設 ・緑福祉会館・児童館開設 ・港児童交通遊園開設 ・富田第二保育園開園 6月 ・(福祉手当新設) 昭和三十二年作業所開設 ・天子田、藤が丘保育園開園 7月 ・盲導犬貸与事業実施 8月 ・手話通訳者派遣制度実施 ・重度心身障害者住宅貸与補助金支給制度実施 9月 ・はざま保育園開園 10月 ・福祉手当制度実施 ・心身障害者施設改善所市立交通費助成制度実施 12月 ・障害者歯科医療センター開設に伴い、助成開始	1月 ・中川保健所前線経緯(複合施設) ・百日せきワクチン中止、ジフテリア・破傷風二混で継続 2月 ・昭和保健所の政改により天白区独立でU型となる ・千種保健所の政改により名東区が独立でU型となる ・名東保健所開設(仮庁舎) ・天白保健所開設(仮庁舎) ・精神衛生相談員を名東、天白保健所に配置 同時、精神科診療科設置 4月 ・し尿浄化槽維持管理指導要綱の施行 ・看護婦を対象とした臨床実習指導者講習会を開始 ・名古屋市立中央高等看護学院開設(3年課程(定時制)) 5月 ・幼児に対するフッ素塗布開始 ・大腸四期癌検診徹底開始実施 ・(緑井氏) 総合病院名称承認	・国際婦人年 1月 ・名古屋市整理計画(昭和50年～昭和52年)公表 2月 ・名古屋市市対策事業の基本方針と基本計画確定 ・16区制実施(名東区、天白区を分区分) ・児童養育手当制度実施(外国人の児童、遺児に対する手当) 4月 ・東京都保健所区移管 5月 ・同和緊急生活資金貸付金制度実施 6月 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律公布 7月 ・義務教育諸学校等の女子教育職員及び保健婦長・社会福祉施設等の看護婦・保母等の育児休業に関する法律公布(昭和51年4月施行) ・同和緊急生活資金貸付金制度実施 ・「保健所における精神衛生業務中の社会制限措置指導実施要綱」出す 8月 ・わたり老人貸具貸与事業実施 10月 ・第2回国勢調査(本市人口2,079,740人) 11月 ・愛知県看護協会が社団法人化する(会員数6,662名)
昭和51年 (1976)	 4月 ・中川福祉会館・児童館開設 ・中川児童交通遊園開設 ・尾上、一本松保育園開園 ・老人配食サービス事業実施 ・国民健康保険給付改善(財産費40,000円、葬祭費20,000円) ・国民健康保険給付改善(財産費40,000円、葬祭費20,000円) 5月 ・機転改組により留置廃止 ・スタッフ制導入(参事・主幹・主査) ・失業対策部、失業対策室となる ・宝神保育園開園 ・同和地区老人慰労金支給制度実施 ・身体障害者福祉法に基づく事業千種区内で開始 ・松山通園所開設	1月 ・名東保健所前庁舎にて業務開始(複合施設) ・瑞穂の全面中止 3月 ・天白保健所前庁舎にて業務開始(複合施設) 4月 ・中川保健所U型二格付 ・名古屋休日急病診療所医療センター開所(現在の北歯科医療センター) ・猫の避妊去勢手術費用の補助制度開始 5月 ・「動管法」施行に伴う不用猫の引取り制度まじまる ・機転改組(事務見直し作業に基づき保健課、予防課を医療対策課、保健予防課に整理統合、参事、主幹主査制導入。保健所でも主幹主査制導入) 全保健所保健課主査(10主査)	3月 ・ラッサ熱は感染症法による指定伝染病となる 4月 ・「大腸四期癌検診徹底の健康診査の実施について」厚生省家庭児童局長通知 5月 ・身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律公布 ・「在宅老人福祉対策事業の実施及び評価について」(厚生省社会局長) ・厚生省において看護婦等就労促進事業(ナース・シニク事業)発足

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	6月 ・樹木いこいの森開設 ・大永寺、亀の井、黒石保育園開園 7月 ・身体障害者福祉電話相談と制度実施 ・特別介護老人ホーム黒石荘開設 9月 ・千種児童館開設 ・千種児童交通遊園開設 ・振南保育園開園 ・台風17号に伴う豪雨・災害救助法3区に適用 半壊 217戸 床上浸水 1,963世帯 10月 ・在宅重度心身障害児・者緊急一時宿泊制度実施 12月 ・上飯田保育園開園	6月 ・飼犬指導所を動物保健センターに名称変更 ・(守山市民)総合病院名称承認 9月 ・初の動物フェスティバル ・専修学校(専門課程)の許可を受け名古屋市立中央高等看護学院→名古屋市立中央看護専門学校と改称 10月 ・精神衛生指導センターあまぎの里開設	6月 ・予防接種法、結核予防法一部改正(予防接種の接種対象から、腸チフス、パラチフス、発疹チフス及びベストを除外、新たに麻しん、風しん、日本脳炎を追加、特記必要がある認められるものを政令で指定できる旨規定 ・予防接種法(BCGを含む)による健康被害に対する救済措置を規定。救済措置法昭和62年2月より施行 8月 ・「市町村母子保健事業の推進について」(事務次官) 9月 ・「地方衛生研究所設置要綱」改正
昭和62年 (1977)	4月 ・軍水、豊成、山根保育園開園 ・被災難世帯等高校進学支度金制度実施(福祉奨学金制度) ・国民健康保険料限度額改定(150,000円) ・中井児童交通遊園開設 ・産木みどり保育制度開始 6月 ・安田保育園開園 ・身体障害者街づくり事業北区内で開始 7月 ・松の根保育園開園 10月 ・老人医療費助成対象拡大(70歳以上→68歳以上) ・西味焼、よもぎ保育園開園 ・重度心身障害者老衰具・特別看護台貸与事業実施 12月 ・名古屋市基本構想策定	1月 ・給排水設備の構造と維持管理に関する基準及び指導要綱の施行 3月 ・名古屋市医師会休日急病診療所設置 ・第1回東区民健康週間開催 5月 ・全保健所機構改革で課長係8主査(9主査) 7月 ・食品衛生法施行規則要綱出る ・昭和区木日急病診療所開設 8月 ・緑市民病院二病棟新増設される 10月 ・食品の営業許可有効期限3年となる ・佐藤栄蔵市長が市市民コーナーで開設 ・先天性代謝異常検査実施(ガスリー法) 11月 ・熱田区木日急病診療所開設 12月 ・中川区木日急病診療所開設	5月 ・「民生委員の日」制定(6月12日) 6月 ・簡易専門水道の規制に係る水道法の一部改正法律公布 ・ILO看護職員条約施行の承認 ・厚生省が看護職研修所定センター設置 7月 ・「救急医療対策事業実施要綱」(医務局長通知) 8月 ・予防接種法の一部改正(麻しんの定期接種の義務づけ) 11月 ・防災機器災害予防重点地区対策の実施について 12月 ・被災難世帯に対する休日夜間受診証発行
昭和63年 (1978)	1月 ・名東福祉会館・児童館開設 ・名東児童交通遊園開設 4月 ・児童福祉施設入居児童、戦傷病者、原爆被爆者、精神障害者市営交遊料金無料化実施 ・中島保育園開園 ・国民健康保険料改定(助産費60,000円) ・国民健康保険料限度額改定(180,000円) ・名古屋市平和対策事業長期計画策定 ・被災難世帯に対する各種支給要綱を統合 5月 ・老人・乳幼児・障害者医療費助成制度窓口統合(区役所開設・年金課) 6月 ・森田、鳥森、豊田、森孝、太子保育園開園 ・重度身体障害者自動車免許補助金制度実施 7月 ・身体障害者街づくり事業熱田区内で開始 ・交通遊園手当制度を遊園手当制度と統合し支給対象拡大 10月 ・鳩岡作業所開設 ・移動入浴事業開始 ・重度身体障害者タクシー料金助成事業実施 ・盲人ガイドヘルパー派遣事業実施 ・障害者住宅整備資金貸付制度実施 ・わたり老人短期福祉事業開始 ・住所不定者の診察、入院に伴う協力料支給制度実施 ・住所不定者に対する生活用品支給制度実施 11月 ・母子家庭医療費助成制度実施 ・母子家庭医療費助成制度対象者に対する看護料差額助成事業開始 ・笠寺老人共同作業所開設 12月 ・植田泰曾改葬(教員定員140人→170人) ・天白福祉会館・児童館開設 ・天白児童交通遊園開設	1月 ・風しん予防接種開始(中8女子、集団接種) ・1才6か月児健康診査開始 4月 ・同和対策事業開始 ・警備・バンク発足(本市と東海三県) ・ポリオ予防接種キャンペーン変更(冬・春、秋) 5月 ・名古屋救急医療法により救命救急センター運営開始(第三次救急医療体制) 7月 ・保健所、市立病院が喫煙コーナー設置 9月 ・公害研究所南行舎で事業開始 ・第1回健康増進市民のつどい開催 10月 ・第二次救急医療体制により消防団警備警制開始 ・在宅おたきり委嘱が開始事業開始 11月 ・瑞穂区木日急病診療所開設 ・千種区木日急病診療所開設 12月 ・名東区木日急病診療所開設	2月 ・メキシコ市と姉妹都市提携 4月 ・「国民の健康づくり対策」推進通知 ・帰国者の健康づくり実施要綱「出す」 ・「市町村保健センター整備要綱」出す 5月 ・許可、認可等の総理に関する法律公布(国民栄養調査の執行に関する事務の保健所を設置する市にあっては、市長が行うこととした等) 6月 ・大規模地震対策特別措置法公布 10月 ・医療法の一部改正公布(公告のできる診療科目の追加) 11月 ・同和対策事業特別措置法一部改正 12月 ・南京市と友好都市提携
昭和64年 (1979)		1月 ・麻しん予防接種開始(定期、個別接種) 3月 ・救急医療情報システム開始 ・中央看護専門学校により第1回卒業式挙行	・国際児童年 ・WHO、種痘報告宣言

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	4月 ・民生局福祉課発止、老人福祉課、障害福祉課設置 ・都、杉田橋、比良西保育園開園 ・障害児保育制度開始 ・国民年金給付金削減開始 ・国民健康保険非課税世帯決定(18万円～20万円) 5月 ・民生窓口設置 ・西児童館開設 ・軽費老人ホーム安田荘開設 ・西文化センター開設 ・区役所支所(守山区志保支所除く)に 6月 ・田橋、当知保育園開園 ・老人クラブ活動推進員設置 ・身体障害者街づくり事業等福祉区内で開始 7月 ・母子休養ホーム事業開始 ・名古屋ポート・プレイランド開園 ・西文化センターにおける保健師巡回指導 9月 ・集中豪雨、災害救助法に区適用(床上浸水462世帯) 10月 ・新開、宮西、森の里、牧野也栄保育園開園 ・高齢者能力活用推進事業実施 ・老人クラブ友愛訪問事業モデル実施 ・心身障害者扶養共済制度加入対象拡大と二回加入制開始	4月 ・県から「避難等の意義の制限に関する条例」事務委任 ・犬の登録料が11月1日より(300円→1,500円) 6月 ・名古屋医療センターにおいて救命救急センター運営開始(第三次救急医療体制) 7月 ・精神衛生指導センターの設置が条例化される「おののの里」設置 12月 ・天白区木目急病診療所開設	12月 ・角館及び平磯の移転に関する法律公布 ・許可認可等の発給に関する法律公布(興業、旅館、公衆浴場の営業許可等の事務が、保健所を設置する市にわたって市長が行うこととした等)
昭和65年 (1990)	4月 ・水草保育園開園 ・国民健康保険非課税世帯決定(20万円～23万円) ・国民健康保険給付改善(給費無額) - 助産費 6万円～6万円 - 葬費 2万円～4万円 5月 ・熱田児童市、児童交通遊園開設 ・父子休養ホーム事業開始 ・身体障害者、精神障害者、戦傷者及び原爆被爆者に対し東山動物園等公営施設の無料入場実施 ・守山区志保支所に民生窓口設置 ・国際障害者年推進協議会設置 6月 ・春里、宮前、荒輪井、高津北保育園開園 ・身体障害者街づくり事業昭和三区、港管内で開始(昭和三三)住宅を父子世帯まで対象拡大 7月 ・盲導犬総合訓練センター開設 9月 ・茶屋、宝生保育園開園 ・母子、父子家庭介護人派遣事業実施 12月 ・身体障害者福祉バス運行開始	2月 ・中央看護専門学校助産学科開設 3月 ・(東市) 救急診療所開設 4月 ・中央看護専門学校新築(現在地) ・乳がん自己検診普及事業開始 ・風しん予防接種中の女子に切り替え ・中央看護専門学校助産学科を新設 5月 ・「へ、救済措置に関する法律」の規定の、動物の飼養等に関する事務を保健所長に委任 7月 ・守山区木目急病診療所開設 8月 ・定期健診制度発止 10月 ・王子住宅改修事務所における保健師巡回指導 ・先天性代謝異常症等検査(クレチン症)の追加実施 12月 ・し尿争い防止検査の開始	7月 ・東海地震「警戒宣言」における応急対策要綱を策定 ・し尿争い防止の構造を告示(建設大臣) 8月 ・同和地区高齢者実態調査 9月 ・シドニー市と姉妹都市提携 10月 ・老人保健制度、第1次試行提案 ・第3回国勢調査(本市人口2,087,884人)
昭和66年 (1991)	1月 ・市南部高齢者能力活用センター設立 4月 ・福祉奨学金制度対象学校の拡大手をつなぐ親の会発足 ・千代田橋保育園開園 ・国民健康保険非課税世帯決定(23万円～26万円) ・国民健康保険給付改善(葬費30,000円～35,000円) ・母子家庭医療費助成制度対象拡大(義務教育終了前→18歳以下) 5月 ・身体障害者スポーツセンター開設 ・南児童市、南児童交通遊園開設 ・軽費老人ホームきよすみ荘開設 ・大野、丸池、旭出、牧野児童保育園開園 ・住所不定者の緊急ベッド確保事業実施 6月 ・障害福祉課に手話通訳者配置 ・休養温泉ホーム松ヶ島開設 ・身体障害者街づくり事業昭和三区、名東区内で開始 ・中途失明者生活訓練事業開始 7月 ・障害福祉課に聴覚障害者用手書き電報設置 ・失業者就労事業就労者自立支援制度実施(9月まで) ・盲青年社会生活教育推進 9月 ・障害者の市営駐車場利用料金減額実施	3月 ・(城西) 管理栄養士、理学療法士養成 4月 ・愛知県済生会病院を助産施設に指定 ・緑区木目急病診療所開設 8月 ・食中毒防止強調月間を設定	7月 ・同和問題と市民の意識調査実施 9月 ・障害者早期療育指導委員会設置

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	10月 ・福祉基金の創設 11月 ・第1回「障害者と市民のつどい」開催 12月 ・第1回「障害者の日」記念のつどい開催	10月 ・食品衛生責任者設置要綱の設定 ・食品衛生責任者養成講習会の実施 ・感染症サーベランス事業開始 ・母子管理システム発足 ・歯科疾患実態調査実施 ・酒害予防対策実施要綱策定 ・3重混合沈降精製ワクチン使用開始 12月 ・(城北)診療報酬値(未熟児科、西郊診療科)増築	10月 ・第10回日本公衆衛生学会名古屋にて開催 12月 ・名古屋市一般難民災害被害者慰労金支給
昭和57年 (1982)	2月 ・中文センター開設 3月 ・国民健康保険給付改善(助産費8万円→10万円) 4月 ・東児童交通施設開設 ・神宮東保育園開園 ・在宅療育医療有償事業を通勤施設において開始 5月 ・高齢化対策室設置 ・のりくら保育園開園 ・緑風田こ身体障害者通所受療施設を開設 6月 ・ハンディキャップゾーンを千種区、港区に開設 ・身体障害者街づくり事業東区、南区内で開始 8月 ・市北部高年齢者能力活用センター設立 ・白金児童福祉院のため取壊し(昭和2年中央社会館として設置) 10月 ・厚生院診療棟云 ・戦傷病者医療費助成制度実施 ・戦傷病者医療費助成制度対象者に対する看護士診療助成事業開始 11月 ・総合社会福祉会館開設 ・北歯科医療センターが北区総合庁舎内に移築云	4月 ・犬の登録料値上げ(1,500円→2,100円) 5月 ・有床診療所開設業務(定期)開始 11月 ・北保健所診療棟云(複合施設) ・北歯科医療センターが北区総合庁舎内に移築云 ・西区休日急病診療所開設 12月 ・東市民病院付属臨牀診療所(トラホーム診療所)開診	1月 ・在日外国人に国民年金の適用開始 3月 ・名古屋市国障障害者年長計画策定 ・市児童扶養手当支給要綱廃止 4月 ・結核対策事業を社会福祉協議会が開始 ・地域改善対策特別措置法施行 ・厚生省公衆衛生局こ老人保健部設置 ・結核予防法一部改正 ・母子福祉法の一部改訂により母子及び寡婦福祉法として施行 ・結核予防法施行令一部改正高次年、3年の定期健康診断を間引 8月 ・老人保健法公布(昭和58年2月施行) ・老人保健法成立(昭和58年2月施行)
昭和58年 (1983)	4月 ・白金児童福祉院工事竣工 ・藤里保育園開園 ・精神障害者生活能力訓練事業開始 ・国民健康保険高年齢医療費受給責任制制度実施 ・人工肛門等施設者装具助成の実施 5月 ・緑児童交通施設開設 ・児童福祉センターにすぎのこ学園(健勝区民通称施設)と療育棟を新設し、障がい児総合通称センターを開設 6月 ・身体障害者街づくり事業南区、緑区内で開始 8月 ・名古屋市同和対策事業実施計画策定 ・老人医療費助成制度一部改正(68・69歳を対象) ・福祉給付金制度実施(県制度による) 9月 ・ハンディキャップゾーンを北区、西区、南区に開設	3月 ・(東市民)南1階増築一部増設し、288床となる 4月 ・委託診療開始 ・委託胃がん検診開始 ・老人保健法保健事業としてリハビリ教室開始 ・衛生局組織改革(保健予防課成人衛生係を廃止し、成人保健対策室設置) 6月 ・(城北)本館改築し、病床数251床となる 7月 ・名古屋市消防団消防要綱施行	・「国連障害者の十年」開始年 11月 ・中国からの帰国者に対する福祉特別乗車券の交付 12月 ・トラホーム予防法廃止 ・全国精神衛生実態調査
昭和59年 (1984)	2月 ・瑞穂児童交通施設開設 ・福祉給付金制度対象拡大(市制度において非課税世帯などを追加) 4月 ・苗代保育園開園 ・精神障害者福祉施設入所者入所定数増進計画金助成制度実施 ・国民健康保険非課税世帯改定(25万円→28万円) 5月 ・身体障害者街づくり事業 中川区、天白区内で開始 7月 ・市西部高年齢者能力活用センター設立 ・痴呆性老人短期保護事業実施 ・要介護認定率調査実施事業開始 10月 ・痴呆性老人介護手当制度実施 ・虚弱老人デイ・サービス事業実施 ・介護老人児童事業実施 ・退職者医療制度実施 11月 ・ハンディキャップゾーンを昭和区に開設	4月 ・神経系神経通称調査実施 ・乳幼児発達通称開始に伴い療育相談事業の見直し(16→2保健所) ・ピカピカ歯みがき運動開始 ・幼稚園・保育所歯科指導者講習会開始 ・名古屋第二赤十字病院において救命救急センター運営開始(第三次救急医療体制) ・食品衛生課・環境衛生課を廃止し、環境食品課を設置 9月 ・(守山市民)中央棟1階、新管理棟の増築 ・なごやか通称開始	4月 ・厚生省組織改革により健康政策局と保健医療局設置、生活衛生局を改編 ・名古屋市歯科衛生士専門学校開校 8月 ・AIDSサーベイランス事業開始 9月 ・保健法一部改正(保健所経費の一部について国の補助を負担金方式から交付金方式へ) 10月 ・健康保険法改正施行医療費1割負担となる ・子供医療の専門研究推進として小児科医療研究センターが国立小児病院に開設

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	12月 ・各区社会福祉事務所ミニファックスを設置 ・ハンディキャップゾーンを名東区に開設 ・聴覚障害者世帯に福祉電話・ミニファックスの貸与事業開始		12月 ・東京都新宿区に全国身体障害者福祉センターが開設
昭和60年 (1985)	3月 ・ハンディキャップゾーンを熱田区に開設 4月 ・在宅障害者デイ・サービス事業実施 ・寿栄荘完成披露 7月 ・市東部高齢者能力活用センター設立 8月 ・母子福祉資金貸付金に児童扶養資金増設 10月 ・「名古屋市高齢化対策長期計画—なごみライフ80—」策定・公表		・国際青年年 4月 ・厚生省は「中間施設に関する懇談会」の設置を決定 ・厚生省が母子保健法改正について検討事項を発表 ・国民年金法改正 5月 ・国民年金法等の一部改正法公布(昭和61年4月施行) 6月 ・児童手当法の一部を改正する法律公布(昭和61年6月施行) ・児童扶養手当法の一部を改正する法律公布(昭和60年8月施行) 7月 ・地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律公布 10月 ・第4回国勢調査(本市人口2,116,381人) ・市役所新庁舎完工 11月 ・厚生省は50代、60代の新名称について公募「実年」を金賞に決定 12月 ・医療法が23年ぶりの大改正
昭和61年 (1986)	1月 ・民生委員審査会を社会福祉協議会に統合 3月 ・ハンディキャップゾーンを千種区に開設 ・社団法人名古屋市シルバー人材センター設立 ・名古屋市高齢大学総成学園開校 ・乳幼児健全育成相談事業開始 4月 ・民生局に児童部、福祉部、厚生部を設置 ・聴覚障害者情報文化活動事業開始 ・胎生まひ者等ガイドヘルパー派遣事業開始 7月 ・名古屋市現況計画(昭和61年～昭和63年)公表 ・同和問題と市民の意識調査実施 8月 ・失業者就労事業自立促進者特別給付金制度実施 ・失業者対策事業高齢者生活支援員制度実施 ・福祉風土まちづくり事業開始 ・社会保険本人に対する医療費助成制度実施 9月 ・高齢者就業機会創出事業実施 10月 ・鶴舞公益質屋廃止 ・公文書公開制度実施	1月 ・結核、感染症サーベイランスオンラインシステム開始 ・B型肝炎母子感染防止事業開始 3月 ・(城西)北浦東管轄し、病床数3051を増床 4月 ・看護支援教室(健康づくりの一環を組み入れ名称変更) ・リハビリ教室の充実(各保健所内6回) ・母乳は推進事業開始 ・精神障害者小規模更生作業所助成要綱制定 6月 ・エイズ対策窓口を設置 7月 ・中川保健所富田分室開設 11月 ・東区、緑区の一部地域で在宅療養支援システム・モデル事業開始	1月 ・神戸で初のエイズ女性患者死亡 2月 ・日本がん看護学会発足 ・エイズ問題総合問題対策大綱の決定 3月 ・高知県でエイズ感染の主婦が妊娠 4月 ・国民年金法等の一部改正法施行(基礎年金等の導入) 6月 ・政府 閣議で「長寿社会対策大綱」を決定 ・医療法一部改正 8月 ・厚生省医療計画策定方針を決定 ・厚生省は短寿命老人対策本部を設置 12月 ・厚生省はエイズ対策専門家会議を設置 ・地方公共団体の執行機関が国の事務として行う事務の整理等の合理化に関する法律公布 ・老人保健法等の一部を改正する法律公布
昭和62年 (1987)	3月 ・豊国田廃止 4月 ・民生局福祉部を廃止し、高齢化対策部を設置 ・老人福祉課、高齢化対策室、失業対策室を廃止し、高齢福祉課、高齢生活課を設置 ・児童福祉協議会を社会福祉協議会に統合 ・五条田改築工事竣工 ・上野保南園を社会福祉園と改称 ・名古屋市高齢大学総成学園附属(陶芸実習場)開設 ・老人クラブ社会参加モデル推進事業実施 ・肢体障害者自立居生活活動事業開始 ・精神障害者グループホーム事業開始 ・国民健康保険料増徴部会決定(28万円→31万円) 6月 ・オストメイト社会適用訓練事業開始	1月 ・在宅療養支援システムモデル事業に北区内加、苗科モデル事業開始 4月 ・リハビリ教室の充実(各保健所内6回) 7月 ・南栄徳町南郷診療室	・国際居住年 1月 ・厚生省創立50周年記念式典 ・厚生省は昭和63年度から第2次国民健康づくり対策 ・アクティブ80ヘルスプランを計画 ・日本人初のエイズ患者発生(神戸市) 3月 ・地域改善対策特定事業に係る国の県政上の特別措置に関する法律公布(昭和62年4月施行) ・公害健康被害補償法改正(指定地域増補) 4月 ・栄養士法改正 ・WHO世界高齢者会議開催 5月 ・社会福祉士及び介護福祉士法公布(昭和63年4月施行) ・身体障害者雇用促進法の改正 6月 ・厚生省は在宅医療連携推進計画を設置 7月 ・三重大学附属病院でB型肝炎ウイルスの感染で医師1人死亡、医師と看護婦2人が重症 9月 ・精神保健法公布(昭和63年7月施行)

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	10月 ・名古屋市河成特別養護施設計画策定 ・第3セクター方式による重篤障害者多数雇用企業「愛知日野情報システム」の設立 ・ねたきり老人等介護者教室開始 12月 ・障害者福祉啓発グラフィック誌「WithYou」の発行	10月 ・八事斎場 無煙無臭化、天然ガス化(46基) ・市医師会夜間・深夜急病センター開設	10月 ・厚生省国民生活総合対策本部計画報告
昭和63年 (1988)	1月 ・富田こいの家開設 ・社会福祉施設で緊急通報システム導入 3月 ・ひとり暮らし老人緊急通報事業実施の発行 ・簡易宿所「船見寮」廃止 4月 ・国民健康保険料率改定(31万円～85万円) ・国民健康保険料率改定(助産費 10万円～13万円、葬祭費 35,000円～6万円) ・各社会福祉事務所ご高齢福祉担当主幹を配置 ・身体障害者ストーマ用器具差額助成事業実施 ・在宅ねたきり老人の往診歯科医療サービス開始 ・社会福祉及び、介護福祉士法施行 6月 ・ねたきり老人介護者宿泊研修事業実施 8月 ・厚生省の「長寿社会対策推進会議」発足 9月 ・名古屋市青年大学健康教育学部附属(教育館)生涯教育センター 10月 ・なごやかライフ推進プラン策定 ・名古屋市福祉健康センター事業理立 12月 ・重要身体障害者緊急通報事業開始	1月 ・(緑市民)南斎場移転により、病床数600床となる 2月 ・保健所でエイズ抗体検査を開始 3月 ・公害健康被害補償法改正に伴い、指定地域撤廃 4月 ・60歳以上の検診開始 ・公害健康被害事業拡大(東・西・昭和保健所) ・リハビリ教室の充実(各保健所年10回) 5月 ・歯周病予防教室開始 ・薬物中毒急診窓口業務開始	2月 ・結核予防の対象者の改善 ・結核予防法への入所命令、及び命令入所期間の改正(短期治療) 7月 ・厚生省は痴呆老人対策として、専門の治療病棟と通所治療施設を設置するための実施要綱を通知 8月 ・厚生省は痴呆認知症により、大臣官房に老人保健福祉部設置 ・名古屋市新基本計画策定 10月 ・第1回全国健康福祉祭開催(兵庫) ・訪問看護モデル事業11地区で開始 12月 ・12月1日を世界エイズデーと定める(WHO) ・世界人権宣言40周年記念・同和問題啓発 ・MRワクチンの導入 ・映画「ちいさな排演」制作発表
平成元年 (1989)	3月 ・視覚障害用ワープロプロセッサ共同利用事業開始 4月 ・身体障害者更生指導所新築 ・名古屋南歯科医療センター開設 ・精神薬物者雇用促進事業開始 7月 ・シムレー人材センターで自転車リサイクル事業開始 ・名古屋市新基本計画推進計画策定 8月 ・痴呆性老人ナイトケア事業開始 ・痴呆性老人デイホーム事業開始 ・福祉会館デイサービス事業開始 ・第3セクター方式による重篤障害者・精神薬物者多数雇用企業「名古屋福祉建物サービス」設立 10月 ・高齢者スポーツ事業開始 ・福祉健康センター開設(健康福祉7頁目にEKG、聴力等含む)	2月 ・麻しん、風しん予防接種にMRワクチン導入 4月 ・母乳教室開始 ・在宅療養支援事業開始(東・北・緑保健所) ・リハビリ教室の充実(各保健所年12回) ・むし歯予防教室開始 ・北沢保健所補分室開設 ・西沢保健所山田分室開設 ・健康教育研修室開設(旧南保健所を改称) ・名古屋南歯科医療センター開設 ・ミナミ調剤センター開設 6月 ・名古屋市保健福祉福祉協議会第1回開催 7月 ・健全な生活形成事業名称変更 ・身体障害者更生指導所との連携による訪問リハビリテーション開始 10月 ・在宅療養支援事業開始(千種・西・熱田・中川・南・名東保健所)	1月 ・後天性免疫不全症候群の予防に関する法律公布(2月施行) 6月 ・地域保健対策構想報告書が厚生省より出る 7月 ・世界デザイン博覧会開催 10月 ・労働安全衛生法改正 ・市制100周年記念式典 11月 ・歯科衛生士法一部改正 12月 ・高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略「ゴールドプラン」策定
平成2年 (1990)	1月 ・寿寮を寿荘と改称、新築移転 4月 ・高齢化対策事業基金設置 ・身体障害者福祉ホームの開設 ・在宅心身障害児(者)緊急一時保護施設拡充(中度の精神中等弱児・者まで対象拡大) 5月 ・若狭作業所改築工事竣工 6月 ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業開始 7月 ・名古屋市子ども会キャンプセンター「中津川キャンプ場」の開設 8月 ・なごやかヘルプ事業開始 9月 ・ライフデザイン事業開始	3月 ・市立看護専門学校廃止 ・港保健所南斎場新築(複合施設) ・(緑市民)本館改築工事完成(昭和63年～平成元年度 2ヵ年工事) 4月 ・名古屋市在宅療養支援事業専門協議会設置 ・在宅療養支援事業拡大(中村・中・昭和・瑞穂・港・守山・天白保健所) ・中央看護専門学校の看護学科・第一看護学科改称、第二看護学科併設 7月 ・在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療開始 ・保健所保健予防課業務連絡委員会発中	4月 ・看護婦の養成カリキュラム改正 ・訪問看護開始室設置 ・老人福祉法等関係入法改正(在宅福祉施設等の法定化) 6月 ・老人福祉法等の一部を改正する法律公布 ・厚生省健康政策局長通知「地域保健活動の充実強化について」 10月 ・第5回国勢調査(本市人口2,154,793人)

年	社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他	
	11月	・同和問題と市民の意識調査実施	11月	・精神障害者家族交流会を開催	12月	・看護週間「看護の日」を制定(5月12日)
平成元年 (1991)	1月	・自立支援ホーム事業開始			3月	・エイズ問題総合対策大綱確定
	4月	・国民健康保険料増徴費改定(35万円→89万円) ・高齢化対策部会を再編し、高齢対策課、高齢福祉課を設置 ・社会福祉事務所を民生課、福祉課を設置し、各区役所へ編入(各区福祉部)地域福祉担当室の廃止 ・重複精神障害者タクシー料金助成事業開始 ・ねたきり老人在宅心身障害児(者)移送サービス事業開始	3月	・名古屋市特定呼吸器障害患者医療救済条例施行(既存患者は3割引き続き救済)		
			4月	・二種混合、三種混合予防接種完全個別化 ・妊婦婦科検診開始 ・大腸がん検診開始 ・保健予防保健予防保健業務改革 (疾病予防→感染症、健康増進→健康増進系、成人保健→成人保健、訪問指導→保健看護)	5月	・児童手当法の一部を改正する法律公布(4月1日施行)
	8月	・母子家庭短期医療費助成対象拡大(父子家庭を追加) ・高齢者国際交流初年度(オーストラリア)	5月	・心の健康増進会を開催		
	9月	・台風18号の影響による集中豪雨(災害救助法)3区適用(北・緑・天白)(床上浸水 1,490世帯)	6月	・(東海市) 東海障害福祉工事が完成し538床となる ・乳がん健康増進調査開始(無料検診開始) ・精神障害者交流事業を開始 ・3歳児集団検診開始 ・3歳児健康増進開始	6月	・老人保健法等の一部を改正する法律公布(4月1日、4月4日施行)
	11月	・福祉都市環境整備計画策定	8月	・保健予防情報システムの移動	8月	・救急救命法施行
			11月	・精神障害者家族交流大会を開始 ・骨粗しょう症予防事業開始	9月	・訪問看護指導者講習会が厚生省委託事業として日本看護協会で開催 ・各都道府県の「ナースバンク」を「ナースセンター」に改組 ・老人保健法等の一部を改正 ・老人保健法等の一部を改正する法律公布(4月1日、4月4日施行)
					10月	・厚生省「障害老人の日常生活自立度(ねたきり度)判定基準」の作成報告書
					11月	・J R等の運賃割引が知的障害者へ適用拡大
平成2年 (1992)	1月	・精神保健セミナーを開催	1月	・精神保健セミナーを開催	1月	・老人保健法改正(一部負担金改定、老人訪問看護療養費の支給、老人保健施設の入所対象者の拡大)
	3月	・同和問題各都府県「ひとりひとりの空」制作発表	3月	・(東海市)MRI棟・手術室増築	3月	・地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律公布(4月3日施行)
	4月	・国民健康保険料増徴費改定(35万円→24万円) ・高齢化対策部会を福祉部会に改組 ・障害福祉課を点検課に改組 ・ひきこもり・不登校児童対策事業開始 ・佐島線改修竣工 ・在宅精神障害者ディサービス事業開始 ・老人訪問看護制度施行 ・診療報酬改定 老人在宅情報提供施設	4月	・衛生局業務改革(保健予防課福祉課系→成人保健課地域保健課系) ・守山保健所法政味分室開設 ・母子健康手帳の外国語版 ・(英語・中国語)交付開始	4月	・保健事業第2次計画として大腸がん集団検診(平成4年～平成11年) ・ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」決議 ・看護婦等の人材確保の促進に関する法律の制定 ・医療法の大改正
	5月	・名古屋市老人クラブ連合会が愛知県老人クラブ連合会から独立	5月	・港保健所情報分室開設	5月	・公共的建築物に関する福祉環境整備要綱制定(平成4年10月施行) ・道路交通法の改正(身体障害者用車いすの定義の明確化)
	6月	・重度身体障害者リフトカー運行事業開始			6月	・障害者の雇用の促進等に関する法律の改正 ・社会福祉事業法及び社会福祉施設設置法運搬手当共済法の一部を改正する法律公布(人材確保法)(平成4年7月、平成5年4月施行)
	7月	・名古屋市基本計画第2次計画画策決定			7月	・厚生省老人保健福祉部を老人保健福祉局となる
	10月	・福祉都市環境整備推進資金融資制度創設			9月	・マドリードパラリンピック競技大会開催 (初の知的障害者部門のスポーツ大会)
	11月	・第2次名古屋市同和対策事業推進計画策定 ・第1回やさしさマーク交付式			11月	・第1回全国精神障害者スポーツ大会開催(東京)
					12月	・第17回国連総会「12月3日を国際障害者デー」とする宣言を採択
平成3年 (1993)	4月	・障害福祉部を新設し、障害施設課、障害福祉課を設置 ・地域障害センター開設 ・ひよし学園廃止 ・国民健康保険料増徴費改定(39万円→41万円) ・精神障害者福祉事務所の改令指定部会承継 ・外国人心身障害者給付金制度創設 ・乳がん健康増進対策事業開始	4月	・(緑海市)緑海市内部附属天白診療所を廃止 ・エイズ予防検査を原則無料化 ・MR(麻しん、おたふくかぜ、風しん)ワクチンの接種を見合わせ ・看護管理者研修会、看護実務研修会開始	3月	・「『障害者対策に関する新長期計画』一全員参加の社会づくりをめざして」策定(障害者対策推進本部)
	6月	・地域リハビリテーション事業開始	6月	・(守山市) 新病院棟竣工より200床稼働となる	4月	・保育修学資金貸与制度廃止 ・障害者雇用対策基本方針を告示(労働省) ・軽度の障害のある児童生徒に対する通級による指導を制度化(文部省)
	7月	・社会福祉法人「なごや福祉施設協会」設立	8月	・昭和保健所改築(複合施設)	5月	・「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」公布 ・母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律公布(平成3年1月、平成3年4月施行)
	9月	・精神障害者更生相談所 (知的障害者センター・サポーター)開設			6月	・精神保健法の公布(平成3年4月施行)
	10月	・身体障害者自立支援事業開始 ・一時的保育事業開始				
	11月	・行政手続法公布 ・同和地区生活実態調査実施			12月	・障害者基本法の公布(12月9日を「障害者の日」と規定)

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
平成元年 (1994)	1月・主任児童委員設置 2月・名古屋市高齢者保健福祉計画策定 4月・乳幼児医療費助成対象拡大(2歳未満児～6歳未満児) ・児童の権利に関する条約批准 ・福祉健康センター名称変更 (新名称:総合リハビリテーションセンター) ・保育所世帯間交流事業開始 ・国民健康保険料限度額改定(41万円→44万円) 6月・障害者施策推進協議会設置 10月・国民健康保険・老人保健・医療保険の新電算システム開始 ・国民健康保険給付改善(出産費24万円→出産育児一時金30万円) ・福祉給付金制度改正(入院時食事療養費標準負担額の助成開始) 11月・名古屋市障害者福祉新長期計画策定 ・第30回全国身体障害者スポーツ大会 (ゆめびっくあいち)本市で開催	 4月・子育て教室開始 ・委託による心療診(歯科検診)開始 10月・入院時食事療養費、訪問看護療養費及び移送費の国民健康保険給付増設 ・生活習慣改善指導事業開始	 3月・児童手当法の一部を改正する法律公布(平成6年4月施行) 6月・健康保険法等の一部を改正する法律公布(平成6年10月施行) ・障害者の雇用の促進等に関する法律一部改正 ・「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に促進に関する法律(バートビル法)」公布 ・「保健所法」が「地域保健法」に改正(平成9年全面施行) 7月・地域保健対策促進のための関係法律の整備に関する法律公布(平成9年4月施行) 8月・予防接種法・結核予防法一部改正(接種を受ける義務が努力義務に変更。予防接種の対象疾病から痘そう、コレラ、インフルエンザ及びB型肝炎を削除。新たに破傷風を追加) 平成6年10月施行 12月・新高齢者保健福祉計画(06年戦略(新・ゴールドプラン))の策定 ・原発被曝者に対する救済に関する法律公布 『障害者白書』刊行(総理府) ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定
平成元年 (1995)	1月・神戸市に於ける避難所(6月まで) 2月・同和問題啓蒙映画「友達のキックオフ」 (アニメーション)制作発表 4月・障害者住宅環境整備事業開始 ・国民健康保険料限度額改定(44万円→47万円) 5月・子どものショートステイ事業開始 7月・名古屋市障害者福祉第3次推進計画策定 8月・高齢者保健福祉推進窓口を2区(中川・緑)に開設 10月・高齢者社会政策基本法公布 11月・同和問題と市民の意識調査実施	1月・阪神・淡路大震災の被害者支援のため医療機関巡回(1月～3月)、保健活動巡回(2月～6月) ・名古屋市老人保健施設施設整備補助事業開始 4月・風しん、日本脳炎予防接種開始(ポリオ、BCG以外4種指定医療機関に委託して個別接種体制) ・B型肝炎母子感染防止事業開始(健康保険給付対象となる) ・中央看護専門学校で看護第三学科を新設 7月・共働きカップルのためのファミリーマート教室開始 9月・財団法人名古屋市高齢者療養サービス事業団設立 10月・生活衛生センター発足 ・生活衛生センターに展示室(ミュージアム)開設 ・「名古屋市における地域保健のあり方について」答申(保健所の機能強化に関する検討会)	1月・阪神・淡路大震災 5月・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」公布(平成7年7月施行) 6月・「障害者週間」(12月3日～9日)を設定(障害者対策推進本部) 7月・社会保険制度審議会が公的介護保険制度の創設を勧告 10月・第6回国勢調査(本市人口2,152,184人) 12月・「障害者プラン」策定(障害者対策推進本部)
平成元年 (1996)	4月・国民健康保険料限度額改定(47万円→50万円) ・高齢者保健福祉推進窓口を9区に拡大 ・新宮友保斎館廃止 ・名古屋市青年大学勤労学習園形築設 7月・とだろっことどもランド開設 ・痴呆性高齢者デイサービス事業開始 ・産休・育休あひが保育所入所予約事業開始 10月・身体障害者スポーツセンター名称変更 (新名称:障害者スポーツセンター)	4月・環境食品課に主査(業務)を設置 ・精神保健福祉審議会設置 ・精神医療審査会設置 ・精神障害者通定患者リハビリテーション事業開始 ・精神保健福祉推進計画(平成10年度施行) 7月・精神障害者福祉(特別)乗車券交付開始 10月・子育てサロモデル事業開始 ・機能訓練事業に「地域リハビリ教室」を開設 11月・緑保健推進協議会	4月・精神保健福祉法大都市特別施行 ・「らい予防法」廃止 6月・岡山県で病歴生大腸癌O157で女児死亡 9月・「優生保健法」が「母体保護法」に改正 12月・人権擁護施策推進法公布(平成9年3月施行)
平成元年 (1997)	3月・名古屋市立保育短期大学廃止 4月・社会福祉法人の設立認可、指導監督等の事務が愛知県から移譲 ・養護施設若松療養院閉院のうえ、教育委員会から移管 ・高齢者保健福祉推進窓口を全3区に開設 ・外国人高齢者給付金制度創設 ・国民健康保険料限度額改定(50万円→52万円)	2月・(守山市民)MRI検査開始 3月・「名古屋市在宅高齢者委託看護訪問看護事業」の終了 4月・医薬品の一般販売業及び特別販売業の許可事務が愛知県から移譲 ・診療科目開設許可等の権限を愛知県より移譲	3月・地域改善対策特定事業に係る国の県政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律公布(平成9年3月施行) ・新たな「地方衛生研究所設置要綱」の提示 4月・「地域保健法」全面施行

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	5月 ・児童虐待防止事業「電話相談「なごやっ子SOS」」開設 6月 ・重度身体障害者リフト付タクシー料金助成事業開始 ・総合リハビリテーションセンター新館棟開床(40～60床) 7月 ・なごや福祉用具プラザ開設 ・高齢者就業支援センター開設 8月 ・第3次名古屋市河川対策事業推進計画決定 10月 ・24時間巡回ホームヘルプサービス事業開始 ・生活選択型食事サービス事業開始 ・ゆうあい ビック愛知・名古屋大会(知的障害者の全国スポーツ大会 第6回)の開催 ・知的障害者ガイドヘルパー派遣事業開始 12月 ・植田東更生施設増築(定員100人→150人)	 7月 ・北・瑞穂・中川・天白保健所で高齢期心の健康相談日開設	6月 ・児童福祉法等の一部を改正する法律公布(平成10年4月施行) ・健康福祉法等の一部を改正する法律公布(平成10年9月施行) 7月 ・「臓器移植法」成立 11月 ・許可等の有効期間の延長に関する法律公布 12月 ・介護保険法公布(平成12年4月施行) ・介護保険法施行法公布(平成12年4月施行) ・厚生省介護保険制度実施推進本部、介護保険制度施行準備室設置
平成10年 (1998)	3月 ・福祉都府能登町廃止 4月 ・介護保険制度開始 5月 ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画決定委員会設置 8月 ・名古屋市意見書の支給要件を拡大(認知された児童を支給対象児童に加えた) 10月 ・ねんりんビッグ'98愛知・名古屋(第1回全国高齢者福祉祭愛知・名古屋大会)の開催	3月 ・(緑市民)管理事務棟(北斎)増築工事完成(平成8年～平成9年2ヵ年工事) 4月 ・西、南保健所ご家庭指導班(環境衛生)を設置 ・母子の歯の健康相談開始 ・保健所継ぎ改革(健康増進系→保健感染対策、感染症主査廃止。衛生教育(学生指導、喫煙対策、健康づくりセミナー等)の衛生教育及び医師担当主査から保健看護担当主査へ分掌事務移管) 5月 ・特定感染症対策対策事業対象者の医療費一部自己負担開始 11月 ・訪問歯科診療開始	 9月 ・精神療育の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律公布 10月 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)公布(平成11年4月施行)
平成11年 (1999)	1月 ・区役所福祉部保健課に主査(介護保険制度)を設置 2月 ・厚生労働省関係施設での業務環境改善(定員24人→424人) 3月 ・名古屋市介護保険条例を公布 ・名古屋市介護保険条例施行規則を公布 4月 ・知的障害者センター開設(知的障害者更生相談所、障害者・高齢者権利擁護センター、障害者雇用支援センター) ・区役所福祉部主査(介護保険制度)を設置 ・在宅サービスセンター(千種区・守山区)開設 5月 ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業開始 8月 ・子育て支援長期計画決定 10月 ・介護保険法の準備要請決定の開始 ・国民年金の新電算システム開始 11月 ・第1回身体障害者・知的障害者介護等支援専門員養成研修開始	4月 ・(東市民)伝染病末を感染症科末に改称 ・名古屋市感染症予防協議会設置(名称変更) ・保健所継ぎ改革(次長制度導入、企画調査系、保健情報主査設置、感染監視主査新設) ・「学生実習」「健康づくりセミナー」各業務を保健看護担当主査から保健看護担当主査へ分掌事務移管 ・衛生研究所継ぎ改革(疫学情報部を新設、環境化学部と環境医学部を統合して生活環境部を設置) ・南区ご平日夜間応急センター開設 5月 ・名古屋市難病患者等居宅生活支援事業開始 ・市特定感染症対策対策事業対象者の医療費一部自己負担開始 7月 ・精神障害者介護等支援専門員養成研修会開始 9月 ・精神障害者介護等支援サービス試行的事業開始	・国際高齢者年 3月 ・伝染病予防法廃止 ・性病予防法廃止 ・後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止 6月 ・精神保健福祉法等の一部を改正する法律公布(平成12年4月、平成14年4月施行) 7月 ・「結核緊急事態宣言」発表 ・地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律公布(平成12年4月施行) 12月 ・今後5ヵ年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)の策定 ・「重点的推進すべき少子化対策の具体策の実施計画(新エンゼルプランプラン)策定
平成12年 (2000)	2月 ・在宅サービスセンター(南区)開設 3月 ・サービス提供困難ケースのサポートの相談窓口を各区介護福祉課に設置 ・在宅サービスセンター(瑞穂区)開設 ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ・はつらつ長寿プラン「なごや2000～(第1期計画)」を策定	2月 ・中村区住所不定者DTS事業開始	 3月 ・市役所庁舎ISOL4001の認証取得

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	4月 ・市機常改組により16局を10局に再編 ・民生局と衛生局が統合し、健康福祉局となる ・監査指導室を設置 ・介護保険制度開始 ・介護保険制度開始を機に、高齢者福祉課に介護保険課を設置 ・区役所福祉課に介護福祉課を設置 ・福祉給付金制度改正(入院時食事療養費標準負担額の助成廃止) ・訪問介護利用者負担軽減制度開始 ・要介護高齢者等福祉金事業開始 ・高齢者住宅給付金事業開始 ・在宅要介護高齢者福祉金事業開始 ・家族介護者教室事業開始 ・高齢者自立支援生きたる事業開始 ・在宅介護支援センター開設 7月 ・外国人精神障害者給付金事業開始 10月 ・高齢者自立支援訪問事業開始 ・生活支援サービス事業開始 ・介護保険の第1号被保険者の保険料徴収開始(基礎額月額34,507円) 11月 ・在宅サービスセンター開設(中井区)、名称福祉会館改称 12月 ・精神保健福祉センター開設 ・乳幼児医療費助成対象拡大(3歳未満児～4歳未満児) ・乳幼児医療、障害者医療の所得制限導入	4月 ・環境食品課を廃止し、環境薬務課、食品衛生課を設置 ・新斎場整備のため土葬(斎場整備)を設置 ・毒物及び劇物販売業の登録事務が愛知県から移譲 ・保健所を各区役所へ編入 ・介護予防事業「車椅子リハビリ教室」「痴呆予防教室」を開始 ・保健所リハビリ教室を老人保健法に基づく「A型リハビリ教室」、介護予防生活支援事業に基づく「B型リハビリ教室」に位置づけ実施 ・各区救急(夜間・時間外)対策協議会と区保健医療福祉連絡協議会を廃止統合して保健所運営協議会で審議できるよう要綱を策定 ・(東市民)一般病棟数488床、感染症病棟数10床となる 6月 ・(東市民)内科の全日二次救急の開始 9月 ・東海豪雨の被災者支援のため保健所交代制による24時間体制の救急搬送設置 11月 ・中井保健所改築(複合施設)	4月 ・事業系ゴミ全量有料化実施 ・地方分権一括法(第99条関係)施行(国民年金事務は機関委任事務から法定受託事務へ) ・「予防接種法」の改正により一環疾病に係る予防接種が義務接種から努力義務に変更 5月 ・児童虐待の防止等に関する法律公布(平成21年1月施行) ・児童手当法の一部を改正する法律公布(平成21年6月施行) ・「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」公布 6月 ・「社会福祉の推進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」公布 9月 ・東海豪雨、全市に甚大な被害 10月 ・第7回国勢調査(本市人口2,171,557人)
平成13年 (2001)	1月 ・名古屋のびのび子育てサポート事業開始 2月 ・名古屋市一時保護事業実施 3月 ・ガイドウェイバス志段味線開通に伴い、敬老特別乗車券及び福祉特別乗車券適用拡大 4月 ・地域子ども相談室「子ども家庭支援センターさくら」開設 ・六郷保育園閉止 5月 ・なごやか子どもサポート連絡会議を設置 ・介護保険のホームページ(NAGOIAかまごネット)の開設 6月 ・家族介護者支援金支給事業開始 7月 ・国民健康保険出産育児一時金受領委任料制度実施 8月 ・なごやか子育て情報プラザを開設 ・市ホームレス支援拠点整備本部を設置 ・軽費老人ホーム「青風荘」移転改築 ・在宅サービスセンター(中区、昭和区)開設 ・乳幼児医療費助成対象拡大(入院分4歳未満児～6歳未満児) ・介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業開始 ・介護保険アドバイザー派遣事業開始 9月 ・在宅サービスセンター(港区)開設 10月 ・熱田区役所等複合施設改築完成 ・在宅サービスセンター(熱田区)開設	4月 ・中央病院市場衛生検査所改築 6月 ・「子育て総合相談窓口」を全保健所に設置 ・匿名無料のHIV・HCV同時検査開始(10月まで) 10月 ・骨髄ドナー登録会を開始 ・子育てサロン開始 ・市牛飼料増産対策協議会調整会議を設置 ・食肉衛生検査所で牛海綿状脳症スクリーニング検査開始 ・熱田保健所南薬師館(複合施設) 12月 ・高齢者定期インフルエンザ予防接種を開始	1月 ・国省庁再編を実施、厚生労働省が誕生 3月 ・「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」作成 9月 ・名古屋新世紀計画2010第一次実施計画決定 ・アメリカで同時多発テロ発生 ・国内初の狂牛病確定(千葉県(乳牛)) 10月 ・第14回全国障害者スポーツ大会、宮城県で開催(身体障害者と知的障害者の全国大会を統合) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 11月 ・予防接種法改正(対象疾病を一類と二類に分け、二類としてインフルエンザを指定、高齢者に対して予防接種を実施) 12月 ・「保健衛生法」→「保健師助産師看護士法」に改正
平成14年 (2002)	4月 ・児童福祉センターに児童虐待防止相談設置 5月 ・産後ヘルプ事業開始 7月 ・精神障害者居宅介護等(ホームヘルプサービス)事業全区で実施 ・障害者地域生活支援センターを16区に設置 8月 ・乳幼児医療費助成対象拡大(通院分4歳未満児～6歳未満児、入院分6歳未満児→1)学校入学前) ・児童扶養手当認定・支給事務が愛知県から移譲	4月 ・C型、B型肝炎ウイルス検出開始(40、45、50、55、60、65、70歳等) ・「名古屋市ホームレスOUTS事業実施要綱」策定 6月 ・市民の火葬料、有料化 ・(市内)小児科の二次救急医療の拡充 ・(すべての土・日曜日・祝日・年末年始に実施) 9月 ・東特定児童医療給付事業受給者療養施設調査の実施	4月 ・地方分権一括法(第200条関係)施行 ・(国民年金保険料の収納事務が国へ移管) 5月 ・「身体障害者補助犬法」公布 7月 ・安全な血液調製の安定供給に関する法律公布(15.7施行) 8月 ・「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」公布 ・「健聴普及法」公布(平成15年6月施行)

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	10月 ・シェルター「白川公園前宿舎」開設 ・老人保健医療費助成の対象年齢引き上げ(68・69歳→67歳以上・74歳) ・福祉給付金制度の対象年齢引き上げ(68歳以上→67歳以上・73歳以上) ・老人保健医療の対象年齢引き上げ(70歳以上→69歳以上・75歳以上) ・知的障害者基礎調査・精神保健福祉基礎調査実施 ・自立支援事業「あつた」開設 11月		11月 ・SARS(重症急性呼吸器症候群)中国・広東省で発生(推定) ・第6回日本エイズ学会(名古屋国際会議場)開催 ・母子及び養育施設法等の一部を改正する法律公布(15.4施行) 12月 ・障害者基本計画 策定(閣議決定)
平成15年 (2003)	2月 ・金山駅西交差点バリアフリー基本構想策定 ・福祉者対策整備協議会決定 3月 ・高齢者保健給付計画・介護保険事業計画へはつらつ長寿プランなご2003～(第2期計画)を策定 ・ちよだ学園・あつた学園廃止 ・福祉者対策整備協議会設置計画策定 4月 ・同和対策室が市民生活局へ移管(→人材開発推進部) ・介護保険料の改定(基準額 年額97,838円) ・低所得者への介護保険料減免の実施 ・母子相談員を母子自立支援員に改称 ・母子家庭福祉資金貸付制度の廃止 ・国民健康保険非課税認定(介護分)(7万円→6万円) ・国民健康保険世帯生活扶助割合(8割→7割) ・北部地域療育センター開設 ・地域療育センター名称変更(新名称:西部地域療育センター) ・宿務市域施設「熟田荘」定員50世帯→27世帯へ変更	3月 ・健康なごきプラン21策定 ・はつらつ長寿プラン2003公表 ・市立栄養専門学校開設 ・平日夜間急病センター(南区木口急病診療所併設) 4月 ・定期予防接種(インフルエンザを除く)ワクチンの指定医療機関への直送開始 ・思春期セミナー、子どもの事故防止教室開始 ・ニューファミリーセミナー開催(母親教室、母乳推進事業等の改定) ・母子栄養食品支給廃止 ・妊娠中産前産後医療費支給廃止 ・成人基本健康診査事業(自己負担1,000円導入) ・成人基本健康診査事業、がん健康事業受診対象年齢の変更(当歳年度30歳以上) ・なごややか健康(骨粗しょう症予防) ・60歳前がん検診廃止 ・なごややか健康から胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん除外 ・千種保健所で夜間エイズ検査を開始 ・中京病院こどもで救命救急センター運営開始(第三次救急医療体制) 5月 ・名古屋第一赤十字病院こどもで救命救急センター運営開始(第二次救急医療体制) 7月 ・走る食品衛生教室開始 ・食品安全・安心学習センター開設 ・食品安全サポーター開始 ・新斎場整備の予定地公表 8月 ・乳幼児医療費助成対象拡大(通院5歳未満児→小学校入学前) ・福祉給付金制度改正(非課税世帯への助成廃止) ・盲導犬総合訓練センター開設 10月 ・生活型型食サービス(介護保険特別給付)の実施 ・自立支援型食サービス事業開始(生活型型食サービス事業終了の廃止)(高齢者・身体障害者)	3月 ・名古屋新世紀計画2010第2次実施計画策定 4月 ・支援費制度施行 ・介護保険の介護報酬の改定 ・介護保険の要介護認定の一次判定ソフトの改定 ・SARSを新感染症として取り扱う決定 5月 ・食品安全基本法制定 ・食品衛生法改正 7月 ・SARS伝染確認世帯消滅(7月5日) ・次世代育成支援対策推進法公布 10月 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律公布(平成15年11月施行)
平成16年 (2004)	1月 ・名古屋駅西交差点バリアフリー基本構想策定 3月 ・簡易宿舎「笹島寮」廃止 ・ハンディキャップゾーン名称変更(新名称:ユニバーサルゾーン) 4月 ・被保護世帯の福祉給付金制度廃止 ・指定管理者制度導入(福祉会館、いこいの家、児童館、笹島寮) ・児童交通施設廃止 ・次世代育成支援室設置 ・「名古屋障害者基本計画」策定 ・自立支援型食サービス事業を知的障害者に拡大 ・世帯第3子以降(3歳未満児)の保育料無料化開始 ・国民健康保険非課税認定(医療分)(52万円→63万円) ・なごやつどいの広場事業開始 ・障害者・高齢者福祉保健センター北部事業所の開設 ・母子家庭等自立支援モデル事業実施 5月 ・更生施設「笹島寮」自立支援事業「なかむら」シェルター「名城公園前宿舎」開設 ・第1回名古屋障害者スポーツ大会開催(身体障害者と知的障害者の大会を統合) 7月 ・地域子育て支援センター事業開始 ・「ホームレス自立支援計画」策定	4月 ・食品衛生監査指導等計画の公表 ・神経系詳細検査廃止 ・4歳児及び5歳児歯の健康づくり事業開始に伴い、ピカピカ歯みがき運動、幼稚園、保育所、歯科指導者講習会の廃止 ・委託契約がん検診開始 ・看護士を対象とした臨床実習指導者講習会を臨床実習指導者講習会・研修会名を変更し、研修期間を4週間から8週間へ拡大 6月 ・医療安全相談窓口開設 ・医療安全推進協議会発足 7月 ・迅速検査法を利用した日曜日エイズ検査を開始(ナディアパーク) 8月 ・食品衛生管理責任者講習会開始 ・特定不妊治療助成事業開始	1月 ・国内の鶏で鳥インフルエンザウイルス(H5N1)の感染を確認(山口県) 3月 ・家庭用品規制法政令改正、ベンゾピレン等物質を規制対象に追加し20物質に 4月 ・クリーニング業法を改正、利用者の利益保護を無店舗営業を規制の対象に 6月 ・障害者基本法改正 ・児童手当法の一部を改正する法律公布・施行(平成16年4月適応適用)

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	9月 ・敬老バス制度変更(一部負担制導入) 10月 ・障害者医療費助成対象拡大(精神保健福祉手帳1級所持者を追加) ・西名古屋港線開業に伴い、敬老バス及び福祉特別乗車券適用拡大 ・福祉給付金制度対象拡大(障害者73歳以上・70歳以上) 11月 ・子育て支援手当制度実施 ・精神障害者スポーツ大会(バレーボール大会)開催 12月 ・第1回ハートウォーミングコンサート開催	9月 ・名古屋市ホームレス対策支援事業要綱策定 ・(東市民) (財)日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定(一般病院)を取得 10月 ・瑞穂区東河原第2地区(複合施設) ・乳がん検診 マンモグラフィの導入 ・市特定疾患医療給付事業対象者の自己負担軽減額を減額と所得による認定に変更 11月 ・新豊田中越地震の被災者支援のため保健師派遣 ・「クオリティライフ21城北全林帯」策定	10月 ・新豊田中越地震 12月 ・フィブリノゲン製剤の納入先医療機関名等を公表 ・発達障害者支援法公布 ・特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律公布(平成17年4月施行)
平成17年 (2005)	3月 ・児童福祉施設・児童養育施設内で不審死対策 ・「なごやか世帯福祉2005」策定 ・「ひとり親家庭等自立支援計画」策定 ・「なごやか 子ども・子育てわくわくプラン(名古屋市次世代育成計画)」策定 4月 ・指定管理者制度導入 (総合社会福祉会館、高齢者就業支援センター、総合リハビリテーションセンター、熱田団地) ・監査指導室を監査室と名称変更 ・老人医療費助成条例を廃止 ・「母子家庭等医療費助成」の名称を「ひとり親家庭等医療費助成」に改正 ・民間児童発達施設夜間補助金制度開始 7月 ・高齢者虐待相談センターの開設 ・高齢者短期入所施設充実事業開始 10月 ・病後児保育モデル事業開始	4月 ・歯周病検診開始 ・クオリティライフ21城北指郷地区を設置 5月 ・日本脳炎予防接種原則中止 7月 ・子宮体部がん検診開始 ・日本脳炎予防接種(第3期) 廃止 ・ジフテリア・百日せき・破傷風(DPT) 予防接種のDTワクチン使用の廃止	2月 ・国内初の、新型コロナウイルス・ヤコブ病患者確認 3月 ・アンゴラで、マールブルグ病の集団感染 5月 ・山梨県の子中学生がADEMを発症したことを受けて、日本脳炎予防接種を見合わせ ・日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控え 6月 ・国内の鶏で鳥インフルエンザ(H5N2)の感染を確認 ・動物の愛護及び管理に関する法律改正(平成18年6月施行) ・食育基本法公布(平成17年7月施行) 7月 ・「ユニバーサルデザイン政策大綱」策定(国土交通省) ・予防接種法施行令の一部改正等(麻しん予防接種及び風しん予防接種の見直し(平成18年4月施行)、日本脳炎予防接種(第3期)廃止、DPT予防接種のDTワクチン使用を廃止) 8月 ・愛知県意見手当支給規則の一部を改正する規則施行 10月 ・国内初の西ナイル熱患者発生(11歳男子男性) 11月 ・世界のHIV感染者数が、4000万人を突破 ・障害者自立支援法公布(平成18年4月、10月施行)
平成18年 (2006)	3月 ・栄・久屋大通駅周辺交通・バリアフリー基本構想策定 ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ～はつらつ長寿プラン(なごやか2006～(第3期計画)を策定 4月 ・子ども青少年局を設置(健康福祉局児童家庭部等→子ども青少年局) ・指定管理者制度導入 (木曽温泉ホーム松ヶ島、鯉成学園) ・介護予防事業として、「福祉施設わくわく(通所事業)」、「高齢者自立支援(配食サービス事業)」、「高齢者自立支援(訪問事業)」等を開始 ・地域生活支援センター29ヵ所を16区に設置 7月 ・思春期・ひきこもりEメール相談研究事業実施 8月 ・小学生医療費助成制度開始(1学年～3年生、入院医療費に限る) ・乳がん医療費助成制度の所得制限一部廃止(第3子以降の3歳未満児) 10月 ・介護予防事業として、「高齢者(はつらつ長寿)推進事業」を開始	3月 ・「名古屋市特定地域経営プラン」策定 ・麻しん・風しん(MR) 予防接種の廃止 ・中央看護専門学校看護第三学科を開科 4月 ・市特定疾患医療給付事業対象患者から橋本病を除外 ・特定高齢者施策としての介護予防事業を保健所、委託事業所で開始 運動器の機能向上事業 低栄養改善事業 口腔機能向上事業 認知症うつ予防教室 訪問型介護予防事業 ・骨粗しょう症検診開始 ・麻しん・風しん(MR) 予防接種の第1期及び第2期の開始 ・任意麻しん・風しん・MR 予防接種及び任意風しん・風しん・MR 予防接種の開始 ・中央看護専門学校看護第三学科を設置 6月 ・MR予防接種(第1期)において、MRワクチンに加え麻しんワクチン、風しんワクチンも使用可 ・麻しん・風しん・MR 予防接種及び風しん・風しん・MR 予防接種の接種回数に関わらず、MR予防接種(第2期)の接種可 ・任意麻しん・風しん・MR 予防接種及び任意風しん・風しん・MR 予防接種の廃止 12月 ・名古屋市新斎場建設変更協議会設置	4月 ・介護保険に介護予防事業が加わる ・障害者自立支援法施行 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行 6月 ・薬事法の一部を改正する法律公布 ・健康増進法等の一部を改正する法律公布 ・改正された動物の愛護及び管理に関する法律施行 ・自殺対策基本法公布(平成18年10月施行) ・高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律公布(平成18年2月施行) ・予防接種法施行令の一部改正等(MR予防接種においてMRワクチンに加え麻しんワクチン・風しんワクチンも使用可、麻しん・風しん・MR 予防接種及び風しん・風しん・MR 予防接種の接種回数に関わらずMR予防接種(第2期)の接種可) 8月 ・愛知県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会設置 10月 ・障害者自立支援法全面施行 11月 ・国内で36年ぶりに狂牛病患者が発生(京都市男性) 12月 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律公布(平成19年4月、6月施行) 結核予防法廃止 ・予防接種法の一部改正(「結核を二種感染症に追加」)

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
平成19年 (2007)	3月 ・第1期障害福祉計画を策定 ・シェルター「白川公園前宿泊所」開館 4月 ・孤立死ゼロ・モデル事業実施 ・シニアバーナーを活用した地域力再生事業実施 ・在宅サービスセンター開設（東区）、高岳福祉会館改築 9月 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業開始	1月 ・健康なごまプラン21中間評価を実施 2月 ・名古屋市中央卸売市場南部市場内へ食肉衛生検査所を移転 7月 ・新豊田県中越中地震の被災者支援のために保健館を設置 8月 ・新斎場の都市計画決定 11月 ・名古屋市食料増進計画を策定 ・なごや健康都市宣言 12月 ・名古屋市食の安全・安心条例公布（平成20年4月施行）	1月 ・国内の鶏で鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を確認 3月 ・愛知県後期高齢者医療広域連合設置 6月 ・がん対策推進基本計画確定 10月 ・温泉法の一部改正（10年毎の成分分析の義務化・継続承認制度の新設）
平成20年 (2008)	1月 ・乳幼児医療費助成制度・小学生医療費助成制度の所得制限廃止 ・小学生医療費助成対象拡大（小学3年生～小学6年生） 4月 ・高齢者の孤立死防止事業開始 ・国民生産医療費削減推進調査実施 ・国民生産医療費削減限度額改定（医療分）（53万円→47万円） ・国民生産医療費削減後期高齢者支援金分の採算割当率改定（限度額 12万円） ・国民生産医療費削減限度額改定（介護分）（8万円→9万円） 8月 ・8月末豪雨災害に伴い、災害救助法全県に適用 ・「乳幼児医療費助成」の名称を「子ども医療費助成」に改正 ・子ども医療費助成対象拡大（就学前～中学3年生、中学1年～3年は入院医療費に限る。） ・小学生医療費助成制度を廃止 ・障害者医療費助成・福祉給付金対象拡大（精神障害者保健福祉手帳1級～2級） 10月 ・NHK放送受料免除対象者拡大	2月 ・無菌肺炎ウイルス検査の開始 3月 ・成人基本診査廃止 4月 ・病院局を設置（健康福祉局病院事業本部→病院局） ・医療制度改革により、特定継続的ケア連携診療開始 ・定期麻しん風しん予防接種（第3期・第1期）を開始（～平成24年） ・「名古屋市食の安全・安心条例」施行 ・肝炎患者医療給付事業を開始 ・新人看護職員研修会開始	1月 ・「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」施行 4月 ・後期高齢者医療制度開始 5月 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律公布、施行 10月 ・温泉法の一部改正（可燃性天然ガスの安全対策）
平成21年 (2009)	3月 ・障害福祉計画（第2期）を策定 ・大曽根駅前地区バリアフリー基本構想策定 ・はつらつ長寿プランなごま2009を策定 ・第2期ホームレスの自立の支援等に関する実施計画を策定 ・瑞穂福祉会館改築 4月 ・指定管理者制度導入（青風荘、安田荘、障害者スポーツセンター） ・認知症総合相談窓口を各地域認知症支援センターに設置 ・在宅サービスセンター開設（天白区） ・国民生産医療費削減限度額改定（介護分）（9万円→10万円） 7月 ・重度精神障害者タクシー料金助成事業開始 10月 ・65歳以上の被保険者世帯で国民生産医療料の特別徴収開始 ・住宅手当緊急特別措置事業開始（→平成25年住宅支援給付事業） 11月 ・重度障害者入院時コミュニケーション支援事業開始	3月 ・がん対策情報サロン「ピアネット」の開設 ・市立病院改革プランを策定 4月 ・環境薬学強固連携関係を設置 ・薬局開設許可事務等が愛知県から移譲 ・中堅看護職員研修会開始 6月 ・岐阜県岐阜市で日本脳炎ワクチンを定期の予防接種に用いるワクチンとして追加 9月 ・市民の主催・参加する地域事業を対象としたAD貸与事業を開始 10月 ・新型インフルエンザ(A/H1N1)予防接種開始 ・愛知県特定疾患医療給付事業の対象疾患追加 ・女性特有のがん検診推進事業開始	4月 ・新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生 6月 ・薬事法の一部を改正する法律施行 10月 ・特定疾患治療研究事業実施要綱の一部改正（対象疾患を45疾患から66疾患に追加）
平成22年 (2010)	1月 ・在宅サービスセンター開設（西区） 3月 ・緑風荘身体障害者更生施設廃止 4月 ・指定管理者制度導入（きよすずめ） ・在宅サービスセンター開設（中川区） ・高齢者福祉施設認知症対策・地域ケア推進室を設置 ・国民生産医療費削減限度額引き下げ ・国民生産医療費削減限度額改定（医療分）（47万円→50万円） ・国民生産医療費削減限度額改定（支援分）（12万円→13万円） 7月 ・民間福祉施設利用者施設見舞金事業開始	1月 ・西沢堤河内南河内川（複合施設） ・中保健康こどもてい土曜日エイズ検査を開始（即日検診） 4月 ・市特定疾患医療給付事業対象疾患から下咽・林間部障害を除外 ・がん検診 自己負担金を500円に統一（ワンコイン検診） ・日本脳炎予防接種（第1期初回接種）接種の勧奨再開 5月 ・緑風堤河内南河内川（複合施設） 6月 ・委託診療機関がん検診開始 8月 ・任意予防接種事業（水痘・おたふくかぜ）開始 ・日本脳炎予防接種、第1期の未接種者に対する特別措置	1月 ・社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足 6月 ・「地域生活圏整備大綱」閣議決定

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	10月 ・成年後見あんしんセンター開設 ・障害者自立支援施設サービス特許申請者へ対象拡大	10月 ・任意予防接種事業に子宮頸がん・インフルエンザ併発型(ヒブ)・高齢者肺炎球菌を追加 ・3価ワクチンによるインフルエンザ予防接種開始(平成21年10月開始の新型インフルエンザ(A/H1N1)予防接種は9月末廃止) ・ノロウイルス食中毒注意報・警報を令要綱策定 ・下垂体腫瘍患者が名古屋市特定疾患医療給付事業から愛知県特定疾患医療給付事業へ移行 ・公害対策業務を西・港・南・名東保健所へ集約	12月 ・障がい者制度改革推進基本計画における検査を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの期間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律公布(平成24年4月まで段階的に施行)
平成23年(2011)	1月 ・地域包括支援センターの名称を「いきいき支援センター」に変更 4月 ・指定管理者制度導入(緑寿荘) ・緑風荘身体障害者授産施設を社会福祉法人による管理運営へ移行 ・在宅サービスセンター開設(北区) ・国民健康保険料増徴費改定(医療分) (50万円→61万円) ・国民健康保険料増徴費改定(介護分) (13万円→14万円) ・国民健康保険料増徴費改定(介護分) (10万円→12万円) ・東日本大震災の被災者支援のため名古屋市へ職員を派遣 6月 ・生活保護就労意欲喚起事業開始 10月 ・子ども医療費助成対象拡大(通院医療費について中学3年生まで対象)	1月 ・任意予防接種事業に小児肺炎球菌を追加、子宮頸がんは高校1年生まで対象年齢拡大、インフルエンザ菌b型(ヒブ)は5歳まで対象年齢を拡大し無料化 3月 ・東日本大震災の被災者支援のため保健師、心のケアチームを派遣 4月 ・働く世代への大腸がん検診促進事業開始 ・犬・猫の月取りを有料化 ・東日本大震災の被災者支援のため名古屋市へ職員を派遣 ・日本脳炎予防接種(第1期)自覚接種及び平成23年度の13～4の第1期不足分)積極的勧奨再開 5月 ・日本脳炎予防接種、第1期及び第2期の未接種者に対する特例措置 ・今年度限り、麻しん風しん予防接種第1期で平成22年生徒当年齢を追加 7月 ・名古屋市動物愛護管理推進協議会設置 ・動物災害救助のため福島第一原発から半径20km以内の警戒区域・動物愛護センター技士を派遣 10月 ・中川区木戸急病診療所及び市南区休日急病診療所に平日夜間急病センターを開設 ・名古屋市食育推進計画(第2次)を策定	1月 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 3月 ・新型インフルエンザ(A/H1N1)が季節性インフルエンザ対策に移行(3月31日厚生労働大臣公報) 5月 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 6月 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律公布(平成24年10月1日施行) 8月 ・地域の実情及び自立生活を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律公布(平成25年4月まで段階的に施行) ・障害者基本法の一部を改正する法律公布(一部を除き、同日施行) 10月 ・生食用肉の規格基準施行
平成24年(2012)	1月 ・在宅サービスセンター開設(名東区) 3月 ・はつらつ長寿プランなご2012を策定 ・障がい者計画(第3期)を策定 4月 ・名古屋市東部認定調査センター開設 ・名古屋市西部認定調査センター開設 ・黒石荘を社会福祉法人による管理運営へ移行 ・指定居宅サービス事業等への指定・指導事務等が愛知県から移管 ・認知症疾患医療センター運営事業開始 ・認知症相談・連携体制強化事業開始 ・指定障害福祉サービス事業等への指定・指導事務が愛知県から移管 ・知的障害者授産施設専任作業所、若狭作業所、昭和車庫作業所を社会福祉法人による管理運営へ移行 5月 ・区役所支所における福祉業務を拡充 ・ひきこもり地域支援センター開設 7月 ・各区にコカ・いいき支援センターの分室を設置	3月 ・名古屋市が公営住宅条例を制定 ・生活衛生センター展示室(ミュージアム)廃止 ・名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画を策定 ・名古屋市動物愛護推進員の委嘱開始 4月 ・夜間エイズ検査(千種・中保健所)に即日検査を導入 ・毒物劇物業務上取扱者に係る事務が愛知県から移管 ・生食用肉の規格・施設の条例による届出開始 ・ペットショップ等動物取扱業監視業務を動物愛護センターに集約 ・犬猫引取窓口を動物愛護センターに集約 6月 ・犬猫の飼主へのマイクロチップ装着費用補助の開始 7月 ・名古屋市医師会休日急病診療所が改称に伴い、名古屋医師会急病センターへ名称変更 9月 ・不活化ポリオワクチンを定期の予防接種に用いるワクチンとして追加(生ワクチンは廃止)	5月 ・新型インフルエンザ等特別措置法公布(1年以内の施行) 6月 ・地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律公布(平成26年4月まで段階的に施行) ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布 ・がん対策推進基本計画改訂 7月 ・住民基本台帳法の一部を改正する法律施行(外国人住民を適用対象に加えるもの) ・牛乳の生食用提供・販売禁止 9月 ・移管に伴う血液検査等の適切な提供の推進に関する法律公布 ・動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律公布(平成25年9月施行)

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	10月 ・はらみ 高齢者へのより支援事業開始 ・障害者虐待相談センターの開設 ・障害者短期入所施設確保等事業 ・障害者就労支援センター2カ所開設	10月 ・任意予防接種事業にコロナウイルスを追加 11月 ・四種混合ワクチンを定期の予防接種に用いるワクチンとして追加 12月 ・陽子線治療資金の借り入れに対する利子補給制度開始 ・名古屋市理容師法施行条例公布 ・名古屋市美容師法施行条例公布 ・名古屋市クリーニング業法施行条例公布 ・名古屋市興行場法施行条例公布 ・名古屋市公衆浴場法施行条例公布 ・名古屋市旅館営業等の施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例公布（平成25年4月施行）	10月 ・障害者虐待防止、障害者の権利者に対する支援等に関する法律施行
平成25年 (2013)	1月 ・区役所におけるハローワークとの一体的就労支援事業開始 4月 ・指定管理者制度導入（寿田） ・高齢者の見守り支援事業開始 10月 ・若年性感染症相談支援事業開始（感染症相談支援センター）	3月 ・中央看護専門学校の新設学科開校 ・健康なごまプラン21（第2次）策定 ・名古屋市難病患者等居宅生活支援事業開始 4月 ・エックス線撮影業務を千種・中村・中・南保健所に集約しなごまキャット推進事業開始 5月 ・中保健所新築（複合施設） ・なごまナースキャリアサポートセンター開設 6月 ・予防接種後に全身の痛みを生じる事例が報告されていることにより、子宮頸がん予防接種の接種の勧奨を中止 ・風しん予防接種成功事業を開始 ・漬物製造施設及び生食用野菜・果実等加工施設の条例による届出開始 9月 ・名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例公布（平成25年9月施行）	2月 ・四種感染症に重症化し血小板減少症候群（SFTS）を追加する感染症法施行令公布（平成25年3月4日施行） 3月 ・五種感染症に侵襲性インフルエンザ感染症、侵襲性肺炎球菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を追加する感染症法施行規則公布（平成25年4月1日施行） 4月 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行（一部平成26年4月1日施行） ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行 ・予防接種法の一部改正（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の定期予防接種） ・鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令公布（平成25年5月6日施行） 6月 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律公布（平成27年4月まで段階的に施行） ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律公布（平成28年4月1日施行） ・「食品表示法」公布 9月 ・基準決定点における届出対象疾患にコロナウイルスによる感染性胃腸炎を追加する感染症法施行規則公布（平成25年10月14日施行） 11月 ・薬事法等の一部を改正する法律公布（平成26年11月26日施行） 12月 ・生活保護法の一部を改正する法律公布（平成27年4月までに段階的に施行） ・生活保護者自立支援法公布（平成27年4月施行） ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び帰国後の自立支援の促進に関する法律の一部を改正する法律公布（平成26年10月施行） ・薬事法及び薬事師法等の一部を改正する法律公布（平成26年6月12日施行）
平成26年 (2014)	1月 ・シレバー人材センター北部支部移転 3月 ・熱田区福祉会館移転 ・障害者基本計画（第3次）を策定 ・シェルター「名城公園前」閉鎖 4月 ・名古屋市福祉認定調査センター開設 ・指定管理者制度導入（寿楽田） ・障害者虐待相談支援センター開設（各区カ所） ・希望住を社会福祉法人による管理運営へ移行 ・国民健康保険料増徴軽減（支援金分）（14万円→16万円） ・国民健康保険料増徴軽減（介護分）（12万円→14万円）	2月 ・動物の飼養又は収容のための許可を必要とする区域の指定について（告示） 3月 ・名古屋市新型インフルエンザ等対策計画策定 ・日曜日エイズ検査にスマートフォン等からの予約システムを導入 ・動物愛護センターをリニューアルオープン 5月 ・名古屋市福祉交流プラザ供用開始	1月 ・障害者の権利に関する条約批准・公布 ・移転に用いる造形材料の適当な提供の推進に関する法律施行 4月 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律施行 5月 ・難病の患者に対する医療等に関する法律公布（平成27年1月1日施行） 6月 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律公布（平成28年4月まで段階的に施行） ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律公布 ・行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律公布（平成28年4月1日施行）

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	7月 ・仕事・暮らし自立サポートセンター開設 8月 ・第3期ホームレスの自立の支援策に関する実施計画を策定 10月 ・市営住宅退出募集対象拡大（難病患者を含む） 11月 ・民間難病被害者の確設置	7月 ・愛知県広域予防保健事業に参加	7月 ・中東呼吸器症候群（MERS）を指定感染症として定める等の政令公布（平成26年7月26日施行） 9月 ・五臓感染症にカルニチン代謝性腸内細菌感染症、水痘（入院例に限る）、播種性クリプトコックス症を追加する感染症法施行規則公布（平成26年9月19日施行） 10月 ・予防接種施行令の一部改正（水痘、高齢者肺炎球菌の定期予防接種） 11月 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布（平成26年12月17日施行） ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律公布（平成28年4月まで段階的に施行）
平成27年 (2015)	1月 ・高齢者医療費の自己負担軽減部分化 ・出産育児一時金支給額額の改正 3月 ・はつらつ長寿プランなご2015を策定 ・なごやか世帯福祉2015を策定 ・障害福祉計画（第1期）を策定 4月 ・特別児童養育手当認定事務が愛知県から移譲 ・重症心身障害児者施設「ティンクルなごや」開設 指定管理による運営 ・入院時食事療養費等の改正 ・国民健康保険料限度額改定（医療分）（61万円→62万円） ・国民健康保険料限度額改定（支援金分）（16万円→17万円） ・国民健康保険料限度額改定（介護分）（14万円→16万円） ・名古屋市川島認定調査センター開設 8月 ・仕事・暮らし自立サポートセンター金山・大曽根開設 10月 ・在宅医療・介護連携支援センター市内8区に開設	4月 ・名古屋歯科医療センターが名古屋歯科保健医療センターに名称変更 ・保健委員を保健政策委員に変更、環境局と共管 ・名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例施行 5月 ・名古屋北歯科保健医療センター移転 7月 ・クオリティライフ21城北区内にウエルネスガーデンオープン ・名古屋市立第二斎場供用開始 9月 ・動物愛護センター30周年記念事業を実施	1月 ・二類感染症に中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザ（H7N9）を追加する感染症法施行令公布（平成27年1月21日施行） 4月 ・生活困窮者自立支援法施行 ・食品表示法施行 5月 ・持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律公布（平成30年4月まで段階的に施行） 6月 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律公布（平成30年4月まで段階的に施行） ・豚肉（内臓を含む）の生食用提供・販売禁止 8月 ・介護保険サービスの利用にかかわる自己負担について、一部2割負担を導入 10月 ・被用者年金一元化
平成28年 (2016)	4月 ・在宅医療・介護連携支援センター市内8区に開設（計16か所） ・障害者自立支援給付サービス難病患者へ対象拡大 ・国民健康保険料限度額改定（医療分）（62万円→64万円） ・国民健康保険料限度額改定（支援金分）（17万円→19万円） 6月 ・介護予防・日常生活支援総合事業開始 8月 ・障害者差別相談センター開設 10月 ・障害者医療費助成制度及び福祉給付金支給制度対象者拡大（指定難病）	3月 ・名古屋市食育推進計画（第3次）策定 4月 ・特定難病研究者に係る事務が愛知県から移譲 ・熊本地震の被災者支援のため保健師、DPATを派遣 9月 ・名古屋南歯科保健医療センター移転 10月 ・胃がん検診に内視鏡検査を導入 ・名古屋市特定疾患医療給付事業の対象疾患のうち、ネフローゼ症候群の新規申請受付を終了	2月 ・四類感染症にジカウイルス感染症を追加する感染症法施行令公布（平成28年2月15日施行） 3月 ・自殺対策基本法の一部を改正する法律公布（平成28年4月施行） 4月 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行 ・食品表示法（品質事項）に係る事務・権限が愛知県から移譲 5月 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律公布（平成30年4月1日施行） 10月 ・予防接種法施行令の一部改正（B型肝炎の定期予防接種強化）
平成29年 (2017)	3月 ・福祉部政策調整推進室に改定 4月 ・監査室を監査課に名称変更	4月 ・骨髄バンクドナー等助成金交付事業開始 6月 ・保健所において、性器クラミジア感染症検査を無料・匿名で実施（6月、9月、12月）	6月 ・ホームレスの自立の支援策に関する特別措置法の一部を改正する法律施行（有効期限を平成29年8月6日まで延長） 8月 ・年金受給資格期間短縮（25年→10年）
平成30年 (2018)	3月 ・はつらつ長寿プランなご2018を策定 ・障害福祉計画（第2期）を策定 4月 ・国民健康保険料限度額改定（医療分）（64万円→68万円） ・精神障害こも対応した地域生活ケアシステム構築推進事業開始 ・措置入院者の入院後支援開始	2月 ・住宅宿泊事業関係事務が愛知県から委譲 3月 ・住宅宿泊事業の届出の受付開始 ・健康なごきプラン21（第2次）中間評価を実施 4月 ・1保健所6保健所支所で体制変更 ・感染症対策室を設置 ・特定医療費助成制度に係る事務が愛知県から移譲 ・名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業開始 ・名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行 ・名古屋市介護施設法施行条例の一部改正施行	3月 ・住宅宿泊事業法の一部施行 4月 ・改正社会福祉法施行（市町村の包括的介護支援体制の構築が努力義務化） ・国民健康保険制度の都道府県単位化 6月 ・住宅宿泊事業法の全面施行 ・旅館業法、旅館業法施行令等の一部改正施行（基盤緩和・罰則強化）

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
	・依存症相談窓口開設 7月 10月 11月 12月 ・上飯田連絡線において敬老バス、福祉特別乗車券の適用を開始 ・依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関選定開始 ・福祉特別乗車券の対象を難病患者の一部へ拡大 ・障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例公布（平成31年4月施行） ・いのちの支援なごやプラン（名古屋市自殺対策総合計画）を策定	7月 ・平成30年7月豪雨の被災者支援のため保健師等を派遣	7月 8月 10月 ・食品衛生法等の一部を改正する法律公布（平成33年6月までこの段階に施行） ・健康増進法の一部を改正する法律公布（平成31年1月24日、令和元年7月1日、令和2年4月1日施行） ・介護保険サービスの利用にかかる自己負担について、一部減額負担を導入 ・食品表示法の一部を改正する法律公布
平成31年 (2019)	3月 4月 5月 6月 10月 12月 ・障害者基本計画（第4次）を策定 ・第4期ホームレスの自立の支援等に関する実施計画を策定 ・障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例施行 ・指定管理者制度導入（榎田駅） ・国民健康保険料限度額改定（医療分）（58万円→61万円） ・精神障害者社会復帰支援事業開始 ・精神障害者住居環境整備支援事業開始	3月 4月 10月 ・名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画2023を策定 ・名古屋市アピアランスケア支援事業開始 ・第一次救急医療体制により、て外傷診療を開始 ・任意風しん入浴施設巡回事業を開始 ・任意風しん予防接種巡回事業の対象者拡大	1月 2月 4月 6月 10月 11月 12月 ・健康増進法の一部を改正する法律一部施行 ・予防接種法施行令の一部改正（風しん（第5期）予防接種の実施） ・災害救助法の一部を改正する法律施行 ・食品衛生法等の一部を改正する法律の一部施行（広域的な食中毒対策） ・認知症施策推進大綱作成 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書ペリアフリー法）公布・施行 ・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の公布（令和4年6月までこの段階に施行） ・年金生活者支給額付金の支給に関する法律施行 ・農林水産物及び食品の輸出の円滑に関する法律公布 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布（令和4年12月1日までこの段階に施行）
令和2年 (2020)	1月 3月 4月 6月 10月 ・子ども医療費助成対象拡大（入院医療費について「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」対象） ・ものお預け開始開始 ・なごやか物産品出2020を策定 ・名古屋市成年後見制度利用促進計画を策定 ・認知症のひと家族が安心して暮らせるまちづくり条例公布（令和2年4月1日施行） ・名古屋市臨時避難場所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行 ・国民健康保険料限度額改定（医療分）（61万円→63万円） ・国民健康保険料限度額改定（介護分）（16万円→17万円） ・障害者スポーツ事業をスポーツ市民局（新局）に移管 ・名古屋市国民健康保険条例の一部改正施行（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る（御手当金） ・名古屋市国民健康保険条例施行規則の一部改正（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る（御手当金）の特例） ・高齢者就業支援センター内こハローワーク相談窓口を設置	3月 4月 6月 10月 12月 ・任意予防接種事業に補助金交付追加 ・名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例公布（令和2年4月施行（一部令和2年6月及び令和2年10月施行）） ・名古屋市人とペットの共生推進プランを策定 ・名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例を廃止する等の条例公布 ・衛生研究所新築開始（瑞穂区松山町一丁目） ・衛生研究所内に、感染症対策・調査センターを設置 ・第二次救急医療体制により、土曜日の耳鼻咽喉科診療を一旦休止 ・名古屋市子どもを虐待被害から守る条例施行 ・ひとり暮らし高齢者等の歯科口腔保健推進モデル事業廃止 ・オーラルフレイル予防事業開始 ・名古屋市人とペットの共生サポートセンターでの相談受付開始 ・保健型施設アウトリーチ支援モデル事業開始 ・新型コロナウイルス感染症対策部の設置 ・新型コロナウイルス感染症対策部の設置	1月 2月 3月 4月 6月 10月 12月 ・新型コロナウイルス感染症の発生 ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（令和2年2月1日施行） ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行 ・新型コロナウイルス感染症等特別措置法等の一部を改正する法律施行 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行 ・健康増進法の一部を改正する法律全面施行 ・農林水産物及び食品の輸出の円滑に関する法律施行 ・社会福祉法改正（令和2年4月1日施行）（生活経済支援体制の構築のための重層的支援体制整備事業の創設） ・食品衛生法等の一部を改正する法律の一部施行（HACCPに合った衛生管理の制度等） ・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行（動物取扱業、特定動物に関する規制強化等） ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行 ・予防接種法施行令の一部改正（ロタウイルスの定期予防接種強化） ・被災者生活再建支援法の一部を改正する法律施行 ・予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律等の施行について ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令の施行
令和3年 (2021)	3月 ・はつらつ長寿プランなごや2023を策定 ・障害福祉計画（第6期）を策定 ・休養温泉ホーム松ヶ島廃止	3月 4月 6月 7月 10月 ・名古屋市食育推進計画（第4次）策定 ・名古屋市食の安全・安心条例の一部を改正する条例公布（令和3年6月施行） ・病院の廃止に伴い、医療連携推進室を設置し市立病院を所管 ・名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例廃止 ・名古屋市循環医療施行条例の一部改正施行 ・名古屋市公営浴場施行条例の一部改正施行 ・精神障害者居住体験支援モデル事業開始 ・口腔がん検診事業（口腔がん検診）開始	1月 3月 6月 ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等施行 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ・食品衛生法等の一部を改正する法律の一部施行（新しい営業許可・届出制度、食品等の回収の届出制度等） ・食品表示法の一部を改正する法律施行 ・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行（動物取扱業に関する規制強化）

年	社会福祉関係	公衆衛生関係	国の動向・その他
令和4年 (2022)	1月 - 子ども医療費助成対象拡大(通院医療費について「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」対象) - 出産育児一時金支給額の見直し 2月 - 名鉄・近鉄及びJR東海の鉄道並びに名鉄バス及び三重交通の路線バスに敬老バスの適用を開始 - 敬老バスについて、有効期間内に乗車する利用上限回数を730回に設定 - 名鉄・近鉄及びJR東海の鉄道並びに名鉄バス及び三重交通の路線バスに福祉特別乗車券の適用を開始 3月 - 福祉都市環境整備備後一部改定 4月 - 国民健康保険料限度額改定(医療分) (63万円→65万円) - 国民健康保険料限度額改定(支援金分) (19万円→20万円) - 指定福祉避難所決定および備蓄物資購入等補助開始 6月 - 八事福祉会館移転、名称を昭和三福社会館へ変更 11月 - 瑞穂公園地上鉄道路線地区バリアフリー基本構想策定	2月 - 心のサポーター養成研修開始 6月 - 動物愛護センターに猫の飼養施設「こゃごらーれ」を設置 7月 - 夜間・休日における精神保健福祉法の警察官通報等対応窓口整備開始	5月 - 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)公布・施行 6月 - 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行(マイクロチップ関連事項) 12月 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律公布及び一部施行
令和5年 (2023)	3月 - いのちの支えなごやプラン(第2次)(名古屋市自殺対策総合計画(第2次))を策定 - 名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画を策定 4月 - 厚生院特別養護老人ホームの定員変更(300人→200人) - 国民健康保険料限度額改定(支援金分) (20万円→22万円) - 出産育児一時金支給額の見直し 10月 - 在宅医療・介護連携支援センター市内6か所を1か所に集約 - 認知症精密検査費用助成開始(対象10月1日以降の検査)	1月 - 千種保健センター移転(仮庁舎) - 中村保健センター新築移転(複合庁舎) 3月 - 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例公布(令和5年6月施行) 4月 - 病院事業を廃止し、緑市民病院を名古屋市立大学医学部附属病院化 - 中央看護専門学校を名古屋市立大学看護学部への統合	4月 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部施行 - 予防接種法施行令の一部改正(四種混合予防接種の対象者拡大) - 予防接種実施規則の一部改正(5価子宮頸がんワクチンの追加) 5月 - 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布(令和5年4月施行) - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正(新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行) 6月 - 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律公布(健康保険証の廃止) 8月 - 名古屋市民生委員児童委員制度100周年記念大会の実施 12月 - 生活衛生関係営業等の事業活動の推進に資する環境の整備を図るための市営商業法等の一部を改正する法律施行(事業譲渡による営業者の地位の承継、店舗営業の施設に係る感染症のまん延防止対策等)
令和6年 (2024)	1月 - 令和6年能登半島地震に係る福祉的ニーズの把握のため職員を派遣 - 敬老バスの利用回数数の見直しを変更 - はつらつ長寿プランなごや2026を策定 - 第5期ホームレスの自立の支援等に関する実施計画を策定 - なごや障害児者福祉プラン(障害者基本計画(第5次)、障害福祉計画(第7期))を策定 4月 - 障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進法の一部改正施行(事業者による合理的配慮の提供の義務化) - 国民健康保険料限度額改定(支援金分) (22万円→24万円) 6月 - 入院時食事療養費等の改正 10月 - 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業開始 - ナゴヤあんサポート事業開始 11月 - 植田京改築移転(救急定員108→200人)	1月 - 令和6年能登半島地震の被災者支援のためLINEを派遣 - 令和6年能登半島地震の被災者支援のため保健師等を派遣 3月 - 名古屋市感染症予防計画策定 - 中央看護専門学校看護第一学科開校 - 名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画2028を策定 - 健康なごやプラン21(第3次)策定 4月 - 第一次救急体制に係る小児科診療の一部廃止 - 令和6年能登半島地震に係る中長期派遣職員として保健師を派遣(七尾市) 7月 - 救急安心センターなごや(7119)開始	1月 - 共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行 4月 - 孤独・孤立対策推進法施行 - 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律施行 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部施行 - 予防接種法施行令の一部改正(五種混合ワクチンの追加及び新型コロナウイルスワクチンの定期接種化) - 予防接種実施規則の一部改正(5価13価肺炎球菌ワクチンの追加) 12月 - 認知症施策推進基本計画(第1期)策定 - 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行(健康保険証の廃止)

年	社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他	
令和7年 (2025)	3月	・なごやか地域計画2029を策定 ・第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画を策定 ・名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画（第2期）を策定	3月	・中央看護専門学校の新設第二学科開科 ・なごやナースキャリアサポートセンター開館 ・中央看護専門学校開校 ・名古屋市介護福祉指導要綱廃止		
	4月	・認知症のひと家族が安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例公布（令和7年4月1日施行） ・地域共生施設部の設置 ・地域共生施設課の設置 ・障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の一部改正施行 ・名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院を名古屋市立大学医学部附属病院化 ・厚生院施設施設及び看護医療更生施設廃止 ・国民健康保険料非課税認定（至親分）（65万円→66万円） ・国民健康保険料限度額改定（支援金分）（24万円→26万円） ・入院時食事療養費等の改正	4月	・名古屋市看護専門学校資金貸与条例廃止 ・名古屋市公衆衛生学資金貸与条例廃止 ・名古屋市介護福祉法施行条例の一部改正施行 ・名古屋市立八事斎場の再整備を開始		